

平成28年第3回(9月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成 2 8 年 9 月 6 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 (開 議)	平成 2 8 年 9 月 6 日	午前 9 時 2 9 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 3番 南 真 紀 5番 先 山 哲 子 7番 木 谷 慎 一 郎 9番 山 田 勝 男 11番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進	2番 久 保 安 正 4番 兼 平 雄 二 郎 6番 佐 野 英 史 8番 辰 己 圭 一 10番 深 木 健 宏 12番 下 村 修
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第 121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

行政委員	教育委員会委員長	鶴丸 浩
	代表監査委員	瓜生 英明
	農業委員会副会長	岡田 哲夫
	選挙管理委員会委員長	岡嶋 雅司
	公平委員会委員長	藤原 佑二
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大内 美香
	議会事務局長補佐	小村 雄一
町長提出議案の題目	同意第 1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて
	承認第 9号	平成28年度三郷町一般会計補正予算(第2号) の専決処分について
	認定第 1号	平成27年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出 決算の認定について
	認定第 2号	平成27年度三郷町水道事業会計決算の認定につ いて
	議案第45号	平成28年度三郷町一般会計補正予算(第3号)
	議案第46号	平成28年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正 予算(第1号)
	議案第47号	平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
	議案第48号	平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)
	議案第49号	平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
	議案第50号	平成28年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)
	議案第51号	平成28年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会 計補正予算(第1号)
	議案第52号	三郷町サテライトオフィス条例の制定について
	議案第53号	三郷町行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部改正について
	議案第54号	西和衛生試験センター組合の解散について
	議案第55号	西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分 について
	議案第56号	訴訟上の和解について
報告第 4号	平成27年度三郷町の財政の健全化判断比率等に ついて	
報告第 5号	平成27年度三郷町水道事業会計に係る資金不足 比率について	

平成 2 8 年 第 3 回 (9 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 9 月 6 日
午 前 9 時 2 9 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 承認第 9 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 2 号)の専決処分
について
- 第 6 認定第 1 号 平成 2 7 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 7 認定第 2 号 平成 2 7 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 3 号)
- 第 9 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第 1
号)
- 第 1 0 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 1 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 2 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 1 3 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1
号)
- 第 1 4 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 1 5 議案第 5 2 号 三郷町サテライトオフィス条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 3 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 5 4 号 西和衛生試験センター組合の解散について
- 第 1 8 議案第 5 5 号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について

- 第 1 9 議案第 5 6 号 訴訟上の和解について
- 第 2 0 報告第 4 号 平成 2 7 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 第 2 1 報告第 5 号 平成 2 7 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 2 報告第 6 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 3 報告第 7 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 4 報告第 8 号 平成 2 7 年度ふるさと寄附金について
- 第 2 5 提案理由の説明
- 第 2 6 発議第 4 号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書
- 第 2 7 平成 2 7 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 2 8 平成 2 7 年度三郷町水道事業会計決算審査の報告
- 第 2 9 一般質問

開 会 午前 9 時 2 9 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 8 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 4 6 号によりまして、平成 2 8 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、同意案件 1 件、諮問案件 1 件、承認案件 1 件、認定案件 2 件、議決案件 1 2 件、報告案件 5 件の計 2 2 件でございます。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番、南 真紀議員、4 番、兼平雄二郎議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 6 日までの 1 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 6 日までの 1 1 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第 3、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の

選任につき同意を求めることについて」から日程第 24、「報告第 8 号、平成 27 年度ふるさと寄附金について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 承認第 9 号 平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について

日程第 6 認定第 1 号 平成 27 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 27 年度三郷町水道事業会計決算の認定について

日程第 8 議案第 45 号 平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 46 号 平成 28 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 47 号 平成 28 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 48 号 平成 28 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 49 号 平成 28 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 議案第 50 号 平成 28 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 51 号 平成 28 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 52 号 三郷町サテライトオフィス条例の制定について

日程第 16 議案第 53 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 日程第 17 議案第 54 号 西和衛生試験センター組合の解散について
- 日程第 18 議案第 55 号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 19 議案第 56 号 訴訟上の和解について
- 日程第 20 報告第 4 号 平成 27 年度三郷町の財政の健全化判断比率等について
- 日程第 21 報告第 5 号 平成 27 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 日程第 22 報告第 6 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 日程第 23 報告第 7 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 日程第 24 報告第 8 号 平成 27 年度ふるさと寄附金について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ありがとうございます。日程第 25、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「同意第 1 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の高木 浩氏の任期が、本年 9 月 30 日付をもって満了となることに伴い、新たに美松ヶ丘在住の太田洋士氏を選任するものであります。

太田氏におかれましては、昭和 52 年に大阪国税局に奉職、37 年間勤務されました。その間、税務署長等を歴任され、退官後は税理士としてご活躍されています。

同氏は、国税局での豊富な経験と税理士として優れた識見、また、公正な判断力をお持ちであり、人格的にも高潔であることから、同委員として適任であると考えますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、前委員の辞任により、現在欠員が生じていることから、新たに人権擁護委員候補者を推薦したいと考えるものであります。

候補者の中田進也氏におかれましては、以前より少年野球での指導を通じ、子ども達との触れ合いの中で、体罰やしつけを初め、いじめや虐待など、子ども達の人権にも熱心に取り組まれています。

また、子ども達だけでなく、地域住民の人権擁護活動にも広く献身的に取り組んでいただけの方であることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第9号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について」であります。

既決予算に3,980万円を追加し、補正後の予算総額を82億1,133万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、家庭や身近な場所で仕事ができる生活環境づくりを推進するテレワーク事業として、企業向けのサテライトオフィスを本年12月の開設に向け、現在、整備中であります。

この事業をさらに充実させるため、国の情報通信技術利活用事業として申請し、採択されたことから、ふるさとテレワーク推進事業といたしまして、同施設にコワーキング・ブーススペースを整備し、企業だけでなく個人でもテレワークができる環境を構築し、総合的なテレワーク拠点とするため、歳出では総務費の企画費で、歳入では国庫補助金で3,980万円をそれぞれ追加するものであります。

なお、このコワーキング・ブーススペースは、企業向けサテライトオフィスと同時に開設することで、より効率的・効果的なテレワーク事業の運用ができることから、早期に工事の着工を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年7月29日付で専決処分を行ったものであります。

次に、「認定第1号、平成27年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計を初め、特別会計7会計の平成27年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。去る8月1日、2日の両日にわたり、瓜生・下村両監査委員によ

り厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なお指導を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、平成27年度一般会計の決算であります。歳入総額79億952万2,486円、歳出総額73億1,139万5,267円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は4億6,375万3,219円の黒字となりました。

決算の内容を見ますと、歳入では、全体の3割弱を占める町税につきましては、対前年度比0.1%の減となりましたが、同じく3割弱を占める地方交付税につきましては、対前年度比1.4%の増となりました。

また、前年度においては、新学校給食センター建設事業を初め、大規模な事業を実施したことから、国庫支出金及び町債が大幅な減額となり、歳入総額としては対前年度比16.9%の減となったものであります。

次に、歳出でも歳入と同様、前年度に大規模な事業を実施したことから、歳出総額では19.8%の減となったものであります。

今後も、税収を初めとする自主財源の確保に努めるとともに、一層の経費の節減、合理化に努め、限りある財源を有効に活用し、三郷町に住んでよかった、また、三郷町に住んでみたいと言っていただけの町づくりを進めてまいります。

次に、特別会計の決算について、ご説明申し上げます。

まず、平成27年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入総額2,463万8,567円、歳出総額2億7,820万7,320円で、差し引き2億5,356万8,753円の赤字となりました。

次に、平成27年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額176万2,155円、歳出総額131万5,352円で、差し引き44万6,803円の黒字となりました。

次に、平成27年度下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額7億6,666万8,758円、歳出総額7億6,649万6,039円で、差し引き17万2,719円の黒字となりました。

次に、平成27年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額29億312万1,242円、歳出総額28億5,063万7,336円で、差し引き5,248万3,906円の黒字となりました。

次に、平成27年度介護保険事業特別会計の決算であります。歳入総額17億5,839万7,940円、歳出総額17億5,602万1,544円で、差し引き237万6,396円の黒字となりました。

次に、平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額2億9,693万105円、歳出総額2億9,637万2,605円で、差し引き55万7,500円の黒字となりました。

最後に、平成27年度勢野北部用地整理事業特別会計の決算であります。歳入総額2億954万1,053円、歳出総額246万6,602円で、差し引き2億707万4,451円の黒字となりました。

続きまして、「認定第2号、平成27年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

なお、当該決算につきましては、去る6月15日に、瓜生・下村両監査委員により、厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めた貴重なご意見をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

それでは、まず経営状況について、ご説明申し上げます。

平成27年度末での給水戸数は9,041戸で、ほぼ前年度と同程度となりました。また、年間配水量は、前年度比0.6%減の266万219立方メートルとなりました。一方、県営水道の受水量は、取水量全体の61.9%で、昨年度と同量の165万立方メートルとなりました。

次に、経理面についてであります。まず、収益的収入については、大口需要者の減少や一般家庭における節水意識の高揚等により、使用水量は年々減少傾向にある一方、受託工事収益の増加などから、収入総額は6億2,570万4,524円で、前年度比0.2%の増となりました。

また、支出総額は5億6,830万6,995円で、前年度比0.3%の増となり、当年度において、5,739万7,529円の純利益が生じました。

次に、資本的収支については、収入総額は2億7,593万5,680円で、前年度比397.0%の増となりました。平成27年度に新たに企業債の借入れを行ったことにより、大幅な増加となったものであります。

一方、基本計画事業が増加したことにより、支出総額は4億3,045万44

4円で、前年度比186.7%の増となりました。資本的収支の不足額につきましては、消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、平成27年度三郷町水道事業剰余金処分計算書(案)であります。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金を加算したもので、11億4,377万8,086円となりました。

剰余金の処分については、水道施設の耐震化等、水道事業基本計画を実施する上で多額の費用が見込まれることから、建設事業改良積立金に2,000万円、また、将来の企業債の償還に備えた減債積立金に2,000万円を積み立て、また、平成26年度の会計基準見直しにより生じた、その他未処分利益剰余金10億2,295万8,656円を自己資本金に組み入れすることで、繰越利益剰余金を8,081万9,430円とするものであります。

今後も、水道事業基本計画の基本理念である「安心と安全で未来につなぐ三郷の水」に沿って、老朽管の布設替工事や施設の耐震化などを順次実施し、飲料水の安定供給に努めてまいります。

次に、「議案第45号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算に13億394万円を追加し、補正後の予算総額を95億1,527万1,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、かねてからの懸案でありました勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償に関し、金融機関との協議がおおむね整うことになりましたことから、一般管理費で9億円を、また、債務負担行為として次年度に8億9,566万6,000円を計上するものであります。

次に、情報ネットワークシステムにおきまして、平成29年7月からマイナンバー制度が本格運用となるに当たり、機能や安定性を確認するため、業務運用の試行が必要となることから、その経費として情報管理費で807万9,000円を計上するものであります。

次に、前年度の国・県補助金の精算に伴う返還金として、諸費で2,508万4,000円を追加するものであります。

また、勢野北部用地整理事業特別会計の決算に伴う同会計からの繰入金2億7

07万4,000円と中学校建替事業の財源分1億5,000万円を合わせまして、財政調整積立金で3億5,707万4,000円を計上するものであります。

次に、法人町民税におきまして、予定申告で事前に納められた法人税割が当該法人の確定申告により、全額還付となったことから、税務総務費で100万円を追加するものであります。

また、マイナンバーカード交付に伴い、国からの事務費の交付額が確定したことから、戸籍住民基本台帳費で367万3,000円を追加するものであります。

次に、民生費におきましては、老人福祉総務費では、三郷町シルバー人材センターにおいて、国が推奨する地域就業機会創出・拡大事業として、空き家管理対策事業を実施することから、国の補助と同額の25万円を、また、介護事業者が国の地域介護・福祉空間整備推進事業に基づいて導入する介護ロボットの経費を補助するため、351万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、衛生費では、予防接種法の改正に伴い、小児B型肝炎ワクチンが定期接種となったことから、その接種費用として、予防費で276万9,000円を計上するものであります。

次に、商工費では、まちづくり総合戦略にも位置づけられている龍田古道の整備を、王寺町、香芝市、大阪府の柏原市、三郷町の2市2町による広域連携事業として、広域観光ルートの整備を3年から5年の計画で行うことに伴い、初年度の経費として観光費で200万円を計上するものであります。

また、土木費では、雨水簡易貯留槽設置助成事業におきまして、申請件数が昨年度より大幅に増加し、予算が不足することから土木総務費で49万2,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、国庫補助金といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費で441万3,000円を、個人番号カード交付事業費で367万3,000円を、広域観光ルート整備に伴う地方創生推進交付金で100万円を、地域介護・福祉空間整備推進交付金で351万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、県補助金として、再生可能エネルギーの導入可能性調査に係る再生可能エネルギー活用調査支援事業補助金として192万7,000円、三室山展望台支障木伐採に係る植栽による景観向上推進事業補助金として50万円がそれぞれ採択されたことから、合わせて242万7,000円を計上するものであります。

次に、勢野北部用地整理事業特別会計の決算に伴い、同会計からの繰入金で2億707万4,000円を追加し、また、平成27年度決算に伴い繰越金が確定しましたことから、4億6,375万2,000円を計上するとともに、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償の財源も含め、基金繰入金として、減債基金繰入金3億円、土地開発基金繰入金1億4,000万円、財政調整基金繰入金1億7,808万2,000円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第46号、平成28年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に44万6,000円を追加し、補正後の予算総額を517万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成27年度決算における繰越金44万6,000円を下水処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第47号、平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に17万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,167万3,000円とするものであります。

内容といたしまして、平成27年度決算における繰越金17万1,000円を予備費に追加するものであります。

続きまして、「議案第48号、平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に843万円を追加し、補正後の予算総額を29億3,609万円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が都道府県に変更されることに伴い、国民健康保険システム改修の準備経費として、一般管理費で62万7,000円を計上するものであります。

また、本会計で負担する拠出金等の確定に伴い、後期高齢者支援金で416万8,000円を増額する一方、前期高齢者納付金で18万4,000円、老人保健医療費拠出金で10万円、介護納付金で369万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、平成27年度の療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の超過交付分を返還するため、償還金で761万2,000円を計上するもので

あります。

一方、歳入では、歳出でご説明いたしました各拠出金等の確定に伴いまして、国庫負担金で13万9,000円、国庫補助金で55万8,000円、療養給付費交付金で7万2,000円をそれぞれ増額し、県補助金で6万9,000円を減額するものであります。

なお、前期高齢者交付金の額が確定したことから、同交付金を3,384万5,000円減額するとともに、平成27年度決算に伴い、繰越金で5,248万2,000円を追加し、基金繰入金で1,090万7,000円を減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第49号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

介護保険事業の既決予算に2,388万5,000円を追加し、補正後の予算総額を18億3,204万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、平成27年度の地域支援事業費に係る支払基金の超過交付分を返還するため、償還金で6万1,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、平成27年度の精算による追加交付として、国庫負担金で977万2,000円、国庫補助金で12万3,000円、支払基金交付金で232万3,000円、県負担金で923万2,000円、県補助金で6万円をそれぞれ追加するものであります。

また、平成27年度決算に伴い、繰越金で237万5,000円を追加するとともに、歳出の基金積立金を2,382万4,000円増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第50号、平成28年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算に55万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,276万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金及び償還金で、それぞれ55万7,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第51号、平成28年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会

計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に2億707万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億1,361万1,000円とするものであります。

内容といたしましては、平成27年度決算における繰越金2億707万4,000円を一般会計への繰出金として計上するものであります。

続きまして、「議案第52号、三郷町サテライトオフィス条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、先ほど補正予算においてもご説明いたしました但、テレワーク事業を推進し、地域経済の活性化や町内への移住促進につなげるため、JR三郷駅前自転車等駐車場の3階を改修し、三郷町サテライトオフィスを設置することから、その事業内容、運営管理、使用許可、使用料等について詳細を定めるものであります。

同施設の名称は、「奈良サテライトオフィス35」とし、施設専用の駐車場を駅前のスペースに併設するものであります。

なお、施行期日については、本年12月1日からとし、本年度中に限り、オフィススペース等の使用料等を無料とするものであります。

続きまして、「議案第53号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づく、主務省令が改正されることから行うものであります。

内容といたしましては、特定個人情報の独自利用、庁内連携または同一団体における他の執行機関への情報提供ができる事務について、当該省令の改正に合わせて、追加及び削除を行うため、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第54号、西和衛生試験センター組合の解散について」及び「議案第55号、西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分について」は、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

昭和46年に設立された同組合は、これまで西和7町の共同事務として、水道水及び環境等の検査を行ってまいりました。

しかしながら、国の規制緩和に伴い、従来、公益法人や公的機関でのみ認められていたこれらの検査が民間検査機関においても行うことができるようになったところです。

これに加え、同組合における検査職員数の減少や検査機器の更新等に係る財政負担等の状況も総合的に勘案した結果、今後は、各町において、検査業務を民間委託することが効率的との判断により、平成29年3月31日をもって同組合を解散することとなりました。

このことから、解散に係る協議書及び財産処分に係る規約を、構成町の協議により定めるため、地方自治法第288条及び第299条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第56号、訴訟上の和解について」であります。

本件につきましては、先ほど補正予算においてもご説明いたしましたが、勢野北部土地区画整理事業における損失補償履行請求事件及び損失補償請求事件の和解の申し立てに係るものであります。

町が損失補償をしている勢野北部土地区画整理組合の債務について、原告南都銀行に対して、15億4,129万9,181円、原告奈良県農業協同組合に対して、2億5,436万6,094円の支払義務を認め、本年度及び次年度において分割して支払うこと等の条件で和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第4号、平成27年度三郷町の財政の健全化判断比率等について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成27年度決算におきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を算定し、各指標を監査委員に審査いただいたところではありますが、今年度も実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、黒字であったことから、表示されませんでした。

また、実質公債費比率は0.0%で、対前年度比1.8ポイントの減となりましたが、将来負担比率については、勢野北部土地区画整理組合に係る損失補償に係る負担額の全額を反映させたことで、将来負担額が充当可能財源を若干上回ったことから、3.5%となりました。

また、下水道事業に係る資金不足比率につきましても、資金不足額は生じてお

りません。

次に、「報告第5号、平成27年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

地方公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成27年度水道事業会計決算における同指標を算定いたしましたところ、資金不足額は生じず、算定値はマイナス113.8%となったものであります。

続きまして、「報告第6号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成27年度分の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価について議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第7号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度の事業報告及び決算並びに平成28年度の事業計画及び予算について報告するものであります。

最後に、「報告第8号、平成27年度ふるさと寄附金について」であります。

本町では、平成26年8月から、ふるさと寄附金制度の受け入れを開始し、通称「ガンバレ三郷！応援寄附金」として、町内の特産品やエコバッグの贈呈など、工夫を凝らしながら実施しているところであります。

平成27年度の実績としまして、125件、合計145万円のご寄附をいただきました。

心より厚くお礼を申し上げますとともに、いただいたご寄附については、事業目的ごとに有効、適切に活用させていただきます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第26、「発議第4号、子どもの医療費助成に係る国民健康保

険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第4号、平成28年9月6日、三郷町議会議長 高岡 進様。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。賛成者 久保安正、南 真紀。

厚生労働省は、現物給付方式による子どもの医療費助成をおこなう自治体への罰則（国民健康保険に対する国庫負担の減額調整措置）の廃止を求める世論や全国知事会の要請などに押されて検討会を設置しました。そして、塩崎厚生労働大臣は今年2月、3月の国会答弁で「今年度をめどに一定のとりまとめができるようにする」と表明しました。しかし、3月28日の検討会の「とりまとめ」では、「早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」とされたものの、明確な廃止の方向は示しませんでした。そして、6月2日に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、減額調整措置について「年末までに結論を得る」と、来年度予算編成ぎりぎりまで結論を先送りしてしまいました。

現在、全国すべての都道府県は、少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に地方単独の医療費助成を実施しています。また、国も少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。

かかるときに、国が罰則としてこうした減額調整措置を行なっていることは、地方自治体による少子化対策に逆行するものといわざるを得ません。

よって、国においては、すべての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行なう子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに廃止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2016年9月、奈良県三郷町議会。

提出先 厚生労働大臣、財務大臣、内閣総理大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいま朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） では、提案理由の説明を申し上げます。

現在、全国全ての都道府県は、少子化対策として子育て世帯の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に地方単独の医療費助成を実施しています。この三郷町でも、中学校卒業まで医療費助成を実施しています。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式による子どもの医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。そのため奈良県では、一たん窓口で支払い、あとで返還するという自動償還払い方式を県全体でとっており、窓口払いをなくしてほしいという声が寄せられています。

この件に関して、医療費助成を行う自治体への罰則、国民健康保険に対する国庫負担の減額調整措置の廃止を求める世論や全国知事会の要請などに押されて、昨年9月2日に検討会を設置しました。塩崎厚生労働大臣は、今の制度は子どもの医療に配慮するとペナルティーがかかるという子育て支援と逆方向のメッセージを発しているとは見直す考えを示し、今年2月、3月の国会答弁では、3月までに結論を出すと表明していました。ところが今年6月2日に策定された、ニッポン一億総活躍プランでは、減額調整措置について、年末までに結論を得ると、来年度予算編成ぎりぎりまで結論を先送りしてしまいました。

全国知事会は8月1日に、地方創生の本格実施のための特別決議をし、その中で全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を要請しています。

三郷町議会では、2014年の9月定例議会で、県に対する子どもの医療費助成制度を、通院も中学校卒業まで拡充し、窓口払いをなくすことを求める意見書が全会一致で可決されています。国の減額調整措置という罰則があっても、多くの県では現物給付方式を実施しています。しかし奈良県は、罰則があるという理由で自動償還払い方式になっています。国が減額調整措置を廃止すれば、奈良県でも現物給付方式を実施することができます。

そのために、この意見書に賛同してくださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（高岡 進） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 1 頁～ 7 頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（高岡 進） 日程第 27、平成 27 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び日程第 28、平成 27 年度三郷町水道事業会計決算審査の報告を求めます。瓜生代表監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、平成 27 年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

去る 8 月 1 日、2 日の両日、下村監査委員とともに、平成 27 年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付されました平成 27 年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、勢野北部用地整理事業、下水道事業、国民健康保険、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支及び財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類並びに同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付されました基金の運用状況を審査いたしました。

各会計の決算につきましては、予算現額及び収入支出等について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われたものと認められました。また、基金の運用状況につきましても、計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、財政運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細は審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成 27 年度水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

す。

去る6月15日、下村監査委員とともに実施いたしました平成27年度三郷町水道事業会計の決算につきましては、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他の関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計処理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、事業の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては、平成27年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（高岡 進） ありがとうございます。

以上で、平成27年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告及び平成27年度三郷町水道事業会計決算審査の報告を終結します。

暫時休憩いたします。再開、10時45分。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時44分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 日程第29、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、4番、兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 許可されましたので、質問をさせていただきます。

去る7月中旬に3日間にわたって、建てかえに向けての仮設校舎についての説明会をされました。どのような意見とか質問が出されたのか、さらにまた、今後、生徒とか保護者の要望などをどのように集約し、基本的には生徒、保護者との信頼関係というのが教育の場においては一番大切なんですけども、信頼関係を築い

ていこうと考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、兼平議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

三郷中学校建替事業に伴います保護者説明会を7月の15日金曜日、16日土曜日、17日日曜日の3日間、三郷町文化ホールにおいて開催いたしました。今回の説明会では、仮設校舎で学ぶ現在の両小学校5年生から中学2年生までの738名の保護者に対し、合計454名の保護者の方々にご参加をいただき、約62%の参加率となりました。詳細につきましては、9月定例議会の最終日に開催予定の全員協議会におきまして報告を予定しており、今回の一般質問の回答と重複するところもございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

ご承知のとおり、今回の保護者説明会は、主に来年4月から仮設校舎での学校生活に関する内容に重点を置き、また、若干全体の建替工事のスケジュールについても冒頭で説明をさせていただきながら、特に次の4点について説明をさせていただきました。

まず、1点目は、仮設校舎についてであります。

その中での主な質問といたしましては、仮設校舎にはエアコンが設置されているのか。建替工事本体の工期が2年を延伸した場合、次年度の開校になるのか。なぜ、三郷中央公園グラウンドには設置しないのかなどでありました。

2点目は、通学方法についてであります。

主な質問といたしまして、バス停は近鉄信貴山下駅と奈良学園大学前の直通だけなのか。バスの時刻表について、基本どのように考えているのか。最終バスに乗りおくれた生徒に対してどのような対応を考えているのかなどでありました。

3点目は、クラブ活動についてであります。

主な質問として、それぞれの部活動の練習場所はどこになるのですか。早朝練習や冬場の日照時間が短い期間のクラブ活動時間はどのようになるのですか。クラブ活動時のバスの運行やバス停はどのようになるのですかというようなご質問でございました。

最後に、4点目として、その他として、安全管理等についてであります。

主な質問といたしまして、大学生と生徒間のトラブルや男女間の問題について、どのような配慮を考えているのか。大学付近やキャンパス内での車、バイクなど

の安全管理について、どのように考えているのか。そのほか、三郷中学校建替検討委員会の構成メンバーはどういった人で構成されているのかなどが質問でございました。

これらの質問に対します回答につきましては、冒頭で説明させていただいたとおり、本9月定例議会の全員協議会で報告をさせていただきます。

次に、これらの要望等をどのように集約し、信頼関係を築いていくのかについてであります。

説明会の最終日にもある保護者の方から、次のような貴重なご意見をいただきました。個々の意見を町や教育委員会に直接要望するのではなく、個人の意見はまず各PTA会長へ報告し、それらを各PTA会長が集約、精査を行い、必要に応じて町や教育委員会に要望を提出するといった流れにしないと、保護者も誰に言えばいいのかわからないし、また、町や教育委員会も個々に対応していれば、質問が多過ぎて混乱を招くといったご意見をいただきました。

このことを受け、教育委員会といたしましても、各PTA会長様からの要望に対し、生徒及び保護者の立場に立って反映できるものは極力反映していきながら信頼関係を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） ありがとうございます。また、全協の中で報告されるというので、詳細についてはまたそのときに意見があれば申し上げたいと思っております。

ただ、私も3日のうち2日出させていただきましたので、そのときの様子についてはわかっておるつもりです。坂田課長を中心に返事をなさっていたんですけども、非常に懇切丁寧に回答されていて、保護者からは、これは私の感想ですけども、一定の信頼を得られたんじゃないかなと思っております。

それともう一つ、検討委員会の中に組織としてPTAの会長が入っていたということは、これは非常に大きな問題だと思っております、いい意味です。今後、先ほど言いましたようにPTA、さっきPTAの会長を通してとおっしゃいましたが、私はさらには、PTA組織ですね、もちろん会長はPTAの組織のトップなんですけども、そのPTA組織が活性化されることが教育において一番大切なことだと思っております。検討委員会の段階でPTA会長が入っていたということは、

先ほど言いましたように非常に評価されることなんですけども、そしたら、各 P T A 組織がどれだけ活発にこの問題について考えていたのかというのは、私には余り見えてこなかったように思います。

そういう意味では、今後、そういう説明会は行わないということですが、いろんな意見が出てきた場合、組織として出てきた意見を尊重して、なぜそういうことを言うかといいますと、1点、説明会でちょっとまずいんじゃないかなと思ったことがあったんです。それはどういうことかといったら、この説明会を今後、行う予定があるのかという質問があったときに、きっぱりと今のところ考えていないということだったんで、今のところ考えていないというか、予定はないというふうに答えられたんですけども、あのとき3日間ちょうどしたわけですから、保護者の意見をいっぱい大切なものいただいたんだから、もう一遍それを持って帰って、説明会も説明するという答えが大切だなと私は感じさせていただきました。

といいますのは、保護者というのは学校に対していろんな意見をなかなか言いづらいもんなんです。そういう中で、保護者の組織、P T A の組織を育てるといのは、そこから出てきたことを丁寧に、丁寧に一つ一つ検討してやっていくことが、この問題ではなくて、学校教育について非常に重要じゃないかなと思います。

私のそういった意見あるわけですけども、私が思うのは、説得よりも納得。我々はこういう立場やからということで、説得するんじゃなくて、保護者が真に納得するね、そういう解決の仕方というものが今後、教育上でも一番大切じゃないかなと思いますので、そのあたり、P T A 組織を通じて出てきた今後の意見に対して、今言ったように、それはもうできないとか、できるというよりも、まず、持って入って一つ一つ丁寧に検討して、丁寧にその組織に返していくというね、そういう態度でやっていただきたいなと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 兼平議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、P T A の組織についてでございますけれども、会長を通してということで意見集約をとというような回答をいたしました。実質的には、各 P T A には、各学校に運営委員会というのがございますので、まずはそちらのほうでいろいろと意見集約をしていただいて、その代表である会長さんのほうからそういった意見の内容を教育委員会、または町のほうなりにいただけるのかなということで思っ

ております。

そういったこともございまして、やはり、ある意味今回の中学校建てかえに伴いまして、PTAの活性化というのは私たちも望んでおることでございますので、また、貴重な意見をいただいた暁にはまた丁寧に対応をいたしまして、返していきたいなと思っております。

なお、全員協議会のほうでも説明をいたします予定をしておりましたが、今回の3日間の説明会の内容につきましては、やはり欠席された方もございます。3日間参加されてない方もございますので、この議会終了後、早々に各PTAの方全員に今回の3日間のQ & Aというような形のものをつくりまして、各保護者の方には返していきたいということで思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 4番、兼平雄二郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀）（登壇） 買い物弱者への新たな対策をについて、質問させていただきます。

勢野北口駅前のヤオヒコを利用されていた住民の方々から、閉店になって今、大変買い物に困っているという声が寄せられています。現在、閉店していますが、そのうち再開すると聞いていますが、具体的な再開日程など、わかっていれば教えてください。

それから、また、三郷町は高齢化が進んでいるので、車やバイクの運転もままならない方々は坂道がきついため買い物が大変です。昨年6月の議会での買い物弱者への町の対策をという私の質問に対して町は、買い物代行サービスや個別宅配サービスや地域公共交通を利用した買い物などを組み合わせて買い物をという答弁でしたが、これらのことに加えて、新たな対策も引き続き考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問のうち、前段部分について回答させていただきます。

スーパーヤオヒコ三郷店は、本年3月31日に閉店され、6月8日付で建築物の用途を物販店舗とする特殊建築物の建築に関する事前協議書を町のほうは受け付けました。その後、7月6日付で建築に際して、道路、給排水、衛生、交通安

全等に関する申し入れ書を交付していますが、現在のところ用地整理等に時間を要しておられ、回答は現在のところ未提出でございます。

具体的な再開日時についてのご質問でございますが、以上のような状況から現在のところ再開の目途は立っていないようでございます。

引き続きまして、後段部分のご質問について、池田総務部長から回答させていただきます。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 引き続きまして、南議員の後段部分に関してのご質問に対して、私のほうからお答えをしていきたいと思っております。

高齢化が進み、坂道が多い本町におきまして、日々の買い物にもご不便を感じておられる方々への対応に関しての南議員からのご質問でございますが、事業所が実施をいたします買い物代行サービス、個別宅配サービスをうまく組み合わせご利用いただく旨の回答をこれまでも申し上げてきたところでございますが、それ以降、新たなサービスの展開が見られないというのが現状でございます。

このことから、現在におきまして、行政として新たな対策というのは現在のところ持ち合わせておらないというのがただいまの現状でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） ヤオヒコの再開日程がはっきりしてきたら、また教えてください。

次に、町としては新たな対策をとる考えはまだないとの回答でしたが、ここで、ちょっと森町長に質問させていただきます。

ここに、2015三郷町みんなでまちづくりプロジェクト報告書があります。ここに、三郷町産官学地域活性化連絡協議会が出した報告書です。この協議会の会長には三郷町長の森町長が就任されております。この報告書の1ページのはじめにという章で町長は、平成27年度において、本講座にご参加の皆さんには、地域活性化についていろいろと考え、議論していただきました。地域課題を的確にとらえ、どのように課題を解決していくかについて、演習の中でさまざまな角度から4つのプロジェクトを考案していただきました。いずれのプロジェクトもすばらしく、今後、本町の総合戦略の中において一緒になって実現してまいりたいと考えております。と述べております。

この4つのA、B、C、Dのプロジェクトの中の3つ目、Cプロジェクトは移

動式スーパー三郷号プロジェクトと出ており、事業の目的も買い物弱者への支援とあります。先ほども読ませていただきましたが、本町の総合戦略の中において、一緒になって実現してまいりたいと考えておりますと言っておられますが、これが実現すると利便性も高まり、住民も大変喜ぶと思います。実現へ向けての町長の考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 南議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、皆さんが、今、南議員がおっしゃっていただきました、三郷町産官学地域活性化連絡協議会というものがどんなものかというのを知っていただきたいなと思います。

これは、三郷町、そして、三郷町商工会、奈良学園大学、そして、西和清陵高校という4つのものが互いに力を出し合って、三郷町をすばらしい町にしていこうという協議会でございます。そして、これもできましてからもうほぼ5年がたつわけでございますが、その中で去年、27年度におきまして、その活性化協議会が主になりまして、2015三郷町みんなでまちづくりプロジェクトということで、みんなでまちづくりを考える公開講座を行いました。その公開講座、何回もあったんですが、その公開講座の中で4つのプロジェクトが出てきました。その4つの中のA、B、C、Dの中の、今、南議員が言われた1つに買い物弱者を救済する方法ということで提案をいただいたものでございます。

そして、今年の5月にその報告がなされました。なされたときには、やはり私も会長としてそこへ出席をさせていただきました。その公開講座の中でずっとやられてきたことについては、ほとんど関知はしてなかったわけでございますが、報告のときに非常にいい提案だなということを私は受けました。

しかしながら、それを全てそのまま町に反映できるかどうかというのは、これが町がつくったものではなく、その産官学活性化連絡協議会が、こういうものでどうですかということを町にまず出していただく必要がございます。今、その前段階にありまして、これを私が受けて、私が出すということのも変な話なんですけれども、今、その出す段階のところまで来ているという状況でございます。

ですから、あとにも3ついい提案がございます。これからあとにご質問される子ども食堂についても提案がなされたということもありました。それはやはり、町とそして、活性化協議会が本当にこの提案でいいものかどうか、慎重に審議をし

て、さらなる三郷町の発展のために検討をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

3 番、南 真紀議員。

3 番（南 真紀）（登壇） 第 4 土曜日の午後も保育の実施をについて質問させていただきます。

町立西部保育園では、土曜日の保育は午後 4 時までですが、第 4 土曜日だけ、職員の研修や全員打ち合わせなどに充てるため正午までとなっています。保護者の方から、土曜日にも終日仕事があるので、第 4 土曜日の午後も保育を行ってほしいという声が寄せられました。

近隣の自治体では、三郷町と同様に保育士の確保に苦勞しながら土曜日にも毎週 4 時半あるいは 6 時 30 分まで保育を行っているところがあります。西部保育園も第 4 土曜日の保育の実施を検討できないでしょうか。

それと、三郷町立保育園の設置に関する条例施行規則では、保育時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとされているんですが、園児募集の町の広報では、土曜日の通常保育時間は午前 8 時 30 分から正午、長時間保育時間は正午から午後 4 時と異なることが書かれています。また、施行規則第 3 条、休園日では、定められていないのに広報では、第 4 土曜日の午後は休園となっており、これも施行規則と異なることが書かれています。どうしてでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（高岡 進） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の 2 問目のご質問にお答えをさせていただきます。

西部保育園の土曜日の保育につきましては、第 4 土曜日以外は午前 7 時 30 分から午後 4 時まで保育を行い、第 4 土曜日には、午前 7 時 30 分から正午まで保育を行い、午後からは保育を行わないことから、運営上、休園といたしております。

議員ご質問の第 4 土曜日の午後の保育の実施をということではありますが、土曜日の保育を行うに当たっての職員の勤務体制は当番制で、保育士が午前 4 名、午後 2 名と 1 名の調理員、計 7 名が勤務いたしております。そして、土曜日に勤務

いたしました職員は月曜日から金曜日の間で代休を取得し、1週間の勤務時間を割り振り対応をしているところであります。

そういったことから、実施するに当たっては、まず、保育士を確保しなければ、先ほど申し上げましたとおり、土曜日に勤務した職員は平日に代休を取得いたしますので、通常保育にも支障を来すおそれがあることから、まずは保育士の確保を優先とし、第4土曜日の午後の保育につきましては、その後、検討していきたいというふうに考えております。

次に、三郷町立保育園の設置に関する条例施行規則の規定内容と実態と異なっているということでありまして、土曜日の保育時間を午後4時までとする運用は、当該規則第4条のただし書きの規定を、また、第4土曜日の午後の休園とする運用は、規則第3条第1項第4号及び第2項の規定に基づき、それぞれ町長の裁量権を行使したものであり、それらは過去に手続が行われ、現在に引き継がれているものであると考えられます。

現行の規則の規定では、わかりづらいところもありますので、速やかに運用と規定とを合わし、わかりやすくするため規則の改正を行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、まず、「子ども食堂」の取り組みについて、質問させていただきます。

今、格差と貧困が広がり、ひとり親家庭を中心に子どもの生活にも深刻な影響を及ぼす子どもの貧困が社会問題となっています。2012年の厚生労働省の調査によりますと、17歳以下の子どもの貧困率は16.3%、うちひとり親家庭は54.6%となっています。2003年の13.7%から徐々に上昇し、過去最悪の結果となっています。子ども6人に1人が貧困という数値であり、学校のクラスでは平均的に5人いるということになります。格差と貧困の広がりの中で、スナック菓子や食事がわりの子どもなど、家で十分な食事がとれていない切実な家庭、また、必ずしも貧困とは言えないけれども、例えば、両親とも仕事で夜の帰りが遅く、一人寂しく夕食を食べる、いわゆる個食。また、子ども達だけで夜遅くまで親の帰りを待つという、こういったケースもふえているという報道がさ

れています。

そんな中、公民館やお寺などでボランティアのスタッフが料理をつくり、そういった子ども達に無料や低価格で食事を提供し、居場所をつくろうという子ども食堂の取り組みが広がっています。奈良県内でも生駒市、天理市、橿原市、斑鳩町、上牧町、三宅町で取り組まれています。6月の県議会で、我が党の宮本県会議員が一般質問をしたんですけど、このことに関して。それに対して、こども・女性局長が、ここ数年全国各地で広がり、県内でも活動が始まっている子ども食堂の取り組みは、大変意義深いと考えています。地域から始まった子ども食堂は貧困対策だけでなく、子どもが安心して過ごせる居場所であるため、今年度は気軽に集える居場所を地域につくるためにニーズ調査を行い、その結果を踏まえて連携した支援を検討したいと答えています。

貧困対策だけではなく、地域における子どもの居場所づくり、大人も含めた地域における交流も目的とする子どもの取り組みについて、町がどのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

議長（高岡 進） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

子ども食堂につきましては、経済的に厳しかったり、ひとり親で食事の支度がままならなかったりと、さまざまな事情を抱えた子どもなどを対象に、無料や低価格で食事を提供する場所として、ボランティア団体やNPO法人が主体となり、全国各地で実施されております。また、子どもが安心して過ごせる場所としての役割も果たしており、最近では、対象者を限定しない食堂がふえてきているところであります。

奈良県内におきましても、生駒市、大和高田市、天理市、橿原市、斑鳩町、上牧町などで実施されており、いずれもボランティア団体などにより運営されておりますが、本町にありましては、子ども食堂を主な活動とするボランティア団体やNPO法人がないことから、その取り組みがなされていないところであります。

しかし、この活動は子どもの貧困対策としての食の保障だけではなく、地域における子どもの居場所の確保、大人も含めた地域における交流などを目的としており、全ての子どもの育ちを地域社会全体で支えるという意味で、有意義な取り組みの一つであると認識いたしております。

そういったことから、町といたしましては、今後、子ども食堂を主な活動とするボランティア団体やNPO法人などの設立に向けての相談等がありましたら、行政のできる範囲内におきまして、必要な協力や支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） そういった活動をする団体が出てきたときは、ぜひともよろしく願いしておきます。

次に、中学校の部活動の適切な休養日のあり方について、質問させていただきます。

文部科学省は6月13日、中学校の部活動に行き過ぎがあると見られるとして、休養日を設けることを柱とした改善策を発表しました。さらに、来年度実態を調査し、どのような休養日の設定が適切かガイドラインをつくる方針です。

文部科学省のガイドラインづくりは、1996年の調査研究報告で、週2日以上の休養日を設定、平日は長くても2、3時間程度以内などと提案をして以来、約20年ぶりのことです。2013年のOECD国際教員指導環境調査で、先進34カ国、地域のうち、日本の教員は1週間の勤務時間が最長で、特に部活動などの課外指導は7.7時間と平均の3.7倍でした。日本の教員の勤務時間の長さが問題となり、文部科学省は昨年7月に、業務の効率化や部活動の負担軽減策を公表し、改善の状況を今年3月末に調査をしました。その結果、休養日の基準を設定していると答えた市町村（政令都市部を除きます）は、28.7%でした。

この結果を見て、文部科学省は3割では取り組みが不十分だとして業務改善をさらに進めることを求める通知を7月27日に出しました。日本の教員が大変忙しいということはかなり前から指摘をされています。教員の負担になっているのは部活動ばかりではありませんけれども、かなりの部分を占めていることは間違いありません。平日も休日も部活動のため、授業の準備に十分時間がとれないなどと訴える、そういった教員の声もいろいろなところから出ています。

また、適切な休養日や教員だけではなく、子どもの成長にとっての望ましいあり方という視点も欠かせません。肩や肘などの故障、あるいはけががあったり、

また、部活の練習で疲れて授業に集中できない。あるいは、中学校にいるときは部活動に大変熱心に取り組んでいたけれども、卒業すればそのスポーツを行わないというバーンアウト、いわゆる燃え尽き症候群の一因になると、そういった指摘もされています。成長途上の子どもにとっても適切な休養日が必要です。文部科学省は以前からガイドラインをつくり、通知なども出しています。三郷町では、これまで中学校の部活動における適切な休養日を含めて、どのような対応を図ってこられましたか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

全国の中学校や高校では、部活動が活発に行われている学校は少なくありません。部活動は、生徒がスポーツや文化に親しみ、練習や研さんを重ねる中で礼儀や忍耐などを体得することができるため、生徒の育成に大きな効果があるとされています。しかしながら、昨今、過密な部活動が睡眠や学習時間の不足、家族とのコミュニケーションの低下など、生徒や保護者、教職員に影響が及んでるのも事実であります。

このようなことから文部科学省では、来年度に教職員、生徒、保護者を対象に部活動の実態調査を実施し、適切な休養日のあり方などをスポーツ医学の観点から研究し、さらに教職員の負担を軽減するため、外部指導者の積極的な導入も視野に入れ、部活動に関する総合的なガイドラインの策定を予定しています。

そして、全国でこのガイドラインを作成し、中学校の運動部の部活動に週1回以上というように休養日の基準を設定している市町村の教育委員会は、神崎議員さんが先ほどおっしゃいましたように、全体の3割であります。県内では、本町も含めゼロでございます。

三郷中学校では、教職員用に部活動に関する練習の時間などを記載した規定は設けているものの、部活動に関する総合的なガイドラインのように、休養日の基準については具体化されていません。このことを踏まえ、今後、教育委員会といたしましても、学校現場の実情を十分に把握するとともに、国のガイドラインを参考に休養日の基準を明確に設定するなど、子どもや教職員の負担軽減に努め、あわせて部活動運営の適正化を推進するため、国や県の助言を賜りながらガイドラインの作成について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） こういった休養日を設けてるところが3割だったということで、今、部長がおっしゃったように奈良県、それと高知県がゼロという調査の結果でした。

それで、やっぱり今度そういったこともありまして、休養日を設けるというガイドラインをつくられるわけですけれども、ガイドラインというのはガイドラインでありまして、拘束力というのがないわけなので、それで、今までもいろいろ言ってきたもなかなかそういうのが設けられなかったということなんですね。

ですから、やっぱりこういった自主的な活動である部活動を国がもうこうしなさいと規制するというの自体も本来のあり方とは違うと思えますけれども、やっぱりこだけ問題になっているので、そのガイドラインなどもちゃんと取り入れていただいて、現場がやっぱりその気になって実効性のあるものをつくっていかないといけないと思えますので、ぜひともその辺をよろしくお願ひだけしておきます。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2 番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2 番（久保安正）（登壇） 中学校仮設校舎建設予定の奈良学園大学キャンパスは土砂災害警戒区域、生徒の避難対策は？ということで質問をさせていただきます。

中学校建てかえに伴う仮設校舎の建設が奈良学園大学キャンパスに予定されておりますが、奈良学園大学キャンパスの一部は、平成22年12月に土砂災害、土石流の警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されました。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称、土砂災害防止法によりますと、指定されると大学の施設を利用する中学生について、当該市町村は防災会議に諮って、地域防災計画に土石流が発生するおそれがある場合の円滑、かつ迅速な避難を確保するため、土石流に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない、このように法でなっております。

このことを含め、教育委員会及び町は土石流災害のおそれがあり、法で警戒区域に指定されている場所に中学校の仮設校舎をこれから建設していこうとしているわけですから、当然のことながら万全の対策を考えていると思えます。どのよ

うな対策を考えているのかお聞かせください。

また、遊水池に仮設校舎を建設する場合には、土石流と同様の何らかの法的取り組みが求められているのか、私が調べたところでは、そのような法的取り組みは求められていない、そのように認識しているんですけども、この点についてはいかがですか。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、三郷中学校建てかえに伴い、29年4月から2年間、奈良学園大学内に三郷中学校の仮設校舎を設置いたしますが、ご質問のとおり、奈良学園大学の敷地の一部が土石流警戒区域となっており、大学と共有いたします図書館、職員駐車場などがその部分にかかります。しかしながら、仮設校舎を設置いたします現グラウンドにつきましては、その区域からは外れておりますが、土石流警戒区域に隣接をしておりますことから、警戒区域と同様の対応も想定することを考えております。

土石流に関する情報、予報及び警戒の伝達につきましては、三郷町地域防災計画に基づき、住民の避難行動をより迅速化できるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルを定め、避難勧告等の判断基準や防災行政無線や広報等による住民への情報伝達方法を行っております。

また、三郷中学校では、さまざまな事態に備え、独自に危機管理マニュアルを想定しております。しかしながら、奈良学園大学での2年間につきましては、施設的环境等が変わります。また、奈良学園大学でも独自に危機管理マニュアルを策定されていることから、双方協議の上、新たなマニュアルの策定を予定しており、その後においては、生徒及び教職員の安全性の確保を図るため、避難訓練等を行い、迅速、適切な対応をいたします。

次に、遊水池に仮設校舎を建設する場合のご質問でございますが、この遊水池とは中央公園多目的広場のことを指していると理解いたしますが、この場所は、町のハザードマップでも洪水時には最も深い2メートルから5メートル浸水する危険な場所として示されており、加えて浸水の実績がございます。中学校建替検討委員会でも、この場所では、生徒の安全性が確保できないというご意見もいただいたことを踏まえ、仮設校舎の場所としてはふさわしくないと判断をいたしました。

ものでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

（「今の私の質問で、遊水池というか、法的な取り組みが求められているのかという質問に対しては、今答弁がなかったと思うんですけど、議長、すいませんが、もう一回それについてお願いいたします」の声あり）

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 申しわけございません。一部回答が不十分でございました。

一番最後におっしゃっていただいていた法的根拠でございますけども、設置できるかどうかという法的根拠としては。

（「いや、法的根拠じゃなくて、法的な取り組み、土石流に対しては法的に今やってるんで、地域防災計画に定めなきゃならないとなっとなんですよ、中学生については。そういうものが遊水池についても、何か法律、河川法が何かあるのかと聞いてるんです。そういう法律で求められてることがあるのかどうかという質問です。多分河川法しかないと思うんですけども」の声あり）

議長（高岡 進） 土石流の話でなしに、遊水池で法的な部分を。

（「それについて何か求められているかということに関して」の声あり）

教育部長（窪 順司）（登壇） すいません、今、私の知ってる範囲でお答えをしたいと思います。

すいませんが、河川法云々というまではすいません、正直言いまして、今のところは私も認識はしておりませんところでございます。ただ、ちょっと質問とは変わるかもわかりませんが、あそこの中央公園で仮設校舎が設置できるかどうかという部分につきましては、何か措置があって設置できるとは聞いております。それでよろしいでしょうか。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただいたわけですけども、土砂災害防止法は、第2条、ごめんなさい、間違えました。第3条、土砂災害防止対策基本指針。国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指

針を定めなければならないとなってるわけです。この基本的な指針というのは、国土交通省から平成27年1月16日に最終のやつが出されております。土砂災害防止対策基本指針。その中で、この指針の中に防災上の配慮を要する者が利用する施設というのがあります。

ちょっと読みますね、ちょっと長いですけどね。関係部局や都道府県等の協力を得て、これは市町村に対してですよ、市町村に対して言うてるわけです。関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。このうち、学校については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が対象になる。つまり、大学は入ってないんですよ、大学はつくらなくていいんですよ。中学校の仮設校舎をつくるからこの法律が適用されるんです。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから情報伝達体制を定めるものとし、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要がある。こういうふうになってるわけ。

この指針にそういうふう決められると、いわゆるその指針の中に中学校だから入るわけですね。そうすると、法の第8条、市町村防災会議は今ある中学校等の、中学校これで奈良学園大学へいくわけですから、そこへ中学校できてしまうわけですね。そうすると、その奈良学園大学にいつてしまうと、防災会議は市町村地域防災会議において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項に定めるものとする。

この地域防災計画の中で、一つ一つについて定めなきゃいけないんですよ、法律そうなるんですよ。三郷町全体のもんと違うんですよ、よく研究してみてください。これは、総務になるかと思うんですけども、総務には答弁求めませんけども、一つ一つにその地域について、いわゆる三郷中学校の仮設建てるんだしたら、それについて定めなきゃいけないんです、地域防災計画で。それが法律と国交省の指針です。

それから、もう一つ、先ほど三郷町ハザードマップで奈良学園大学、3つあります。奈良学園大学の敷地の一部がこの中に入るとる、全部じゃない。学校をつくる、仮設校舎をつくる運動場は入ってない、多分さっきおっしゃりたかったん

でしょうけども、総務課の見解を申し上げます。

総務課によりますと、奈良学園大学には3本、県が指定してる名前と言うと、三郷北003、三郷北004、三郷北005、3本が土石流が指定されとるわけです。この3本の土石流は総務課に聞いたところ、この警戒区域については、それぞれの崖や斜面ごとにそれが崩れた場合に影響がある区域が示されているものであり、隣接する崖や斜面が同時多発的に崩れた場合のものではありませんと書いてあるんです。外れてるからといって、来ないなんてこと言えないんですよ、これは。そういう物事をよく考えていないようにとれる答弁はやめてください。もう一度真剣に考えてください。

あと、もう1点、繰り返しになりますけども、遊水池に建てる場合はそういう法的な今の土石流災害防止法みたいな法的に自治体がこういうことをしなさいよということはないというふうに思います。なぜかという、遊水池というのは、三郷町が自主的に決めたもんだからです。これは、三郷町が自主的に決めたもんです。法的にも何もありません、遊水池というのは。

繰り返し質問いたします。教育委員会は、先ほども部長から少し答弁ありましたが、4月14日付の三郷中学校建替工事についてという保護者宛ての文書の中で、一部議員の仮設校舎を多目的広場に建設するという意見について、奈良県教育委員会と協議をしたところ、多目的広場は遊水池であり、子ども達の安全性を確保できないことから、学校施設を建てる場所としては不適格という意見を奈良県教育委員会からいただいた、このようにこの文書で述べておるわけです。

この県教育委員会と三郷町教育委員会との協議に際して、町の教育委員会は、この三郷町防災洪水ハザードマップを持って行って、これを広げてここは遊水池だというふうに指し示しながら県の教育委員会と話をされましたね。このときに、このハザードマップを持って行ってるわけです。

当然のことですけども、このハザードマップを持って行ってるんですから、教育委員会が当時考えていた奈良学園大学キャンパスについても半分以上は、おのおの発生した場合でも、半分以上が土石流の危険区域に指定されてんです。ですから、当然、そのときに奈良学園大学についても、持って行ってるんですから、意見を県教育委員会に聞いたと思うんです。持って行って遊水池の話だけして、法で指定されたイエローゾーン、警戒区域について話をしないなんてことあり得ないんですよ。

それに対して、まず、聞いたのかどうか、それに対して県の教育委員会はどのような意見だったのか。当然、子どもの安全性の確保が最優先されてるわけですから、県の教育委員会からも恐らく何らかの子どもの安全性の確保について、何らかの話があったのが当たり前だと思います。それも踏まえて、どういうふうな、改めてですけども、県教育委員会の話も含めて、どのような安全対策をとったのか、先ほどいろいろ安全対策ありましたけども、県の教育委員会の意見も踏まえて、踏まえたことによって、それがどのように先ほどの安全対策に反映されているのか、お答えをお願いします。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えいたします。

まず、冒頭に意見を言わせていただきます。

一般質問の最初の1問目の質問でも回答いたしましたように、この今回の仮設校舎の予定地におきましては、土石流災害区域に隣接しているということで、はなからそういうことを考えていないわけではありませんので、物事をよく考えていないようにとれるという言葉はどうかと思っておりますので、意見として申したいと思います。

次に、県教委との話でございますが、今おっしゃっていただきましたように、中央公園の話はさせていただきました。そのときに今予定しておりますのが奈良学園大学ということでお話をさせていただきましたけれども、そのときは、一部地域にはかかっておりますがということで、今後の対応策云々という話はしておりませんでした。

ただ、先ほどの一般質問の1問目でもお答えいたしましたように、俗に言われますイエローゾーンにつきましては、特別警戒のレッドゾーンにつきましては、いろいろと建設の制限等があります。ただ、イエローゾーンにつきましては、一つは、万が一の避難路の経路の確保、そして、事前の情報の伝達を迅速に行うことでその辺の対応をしるというようなことも言われておりますので、その対応はしっかりと生徒または教職員の安全性は図っていきたくと。

そして、同じような回答になるかもわかりませんが、そういったことを踏まえまして、向こう4月に行きまして、早々には避難訓練も実施予定をしておりますので、できる限りのことは対応していきたいということで現在思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 部長、地域防災会議開かなあかんの違うか言うてなかったっけ。

（「防災会議開いて決めたんかね」の声あり）

教育部長（窪 順司）（登壇） すいません、今、久保議員おっしゃったように、法律の第8条にはその施設の名称、そしてまた、所在地を示せということも書いておりますので、そういった点につきましては、ちゃんと対応してまいりたいと思います。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 二重基準、ダブルスタンダードじゃないかと思うんですけども、遊水池に対しては非常に厳しく物事を見てる。ところが今も答弁ありましたが、土砂災害対策防止法のイエローゾーンに指定されたら、レッドゾーンじゃないからという話がありましたね。甘く見る、甘く見る、私はダブルスタンダード、二重基準だと思います。

再度申し上げますけども、この奈良学園大学の土石流は、先ほど総務課の見解として言いましたけども、これ、総務課が近畿河川局か、あそこに問い合わせたもんが載っとる。問い合わせた上での回答なんですけども、一本一本が単独で起きた場合の線なんですよ。ご承知のように、あそこは、この3本はいわゆる信貴山寄りの谷が3つあって、ほとんど恐らく発生するときには同時に発生すると考えるのが、見たら当たり前の話なんです。3つが一緒に同じところに来るわけです。どれだけの広がりがあるか、そんな質問何にもされてません。このマップでね、これがそういう予想じゃありませんよという、あくまでも一本一本が発生したときの予想ですよと。

ですから、生徒の安全をおっしゃる教育委員会でしたら、当然、3本が一緒に発生するという前提に立って物事を考えるべきなんです。レッドゾーンじゃないから、イエローゾーンだからいいんだ、そういうことをおっしゃってることに對して、大変失礼だったかもしれませんが、物事をよく考えていないようにとれるじゃないかというふうに申し上げた次第です。

しつこいようですが、再度聞きます。

奈良県教育委員会とは、明確な答弁なかったんですけども、奈良学園大学のキャンパスも計画区域に入ってるという話はしたんですか、言うて、その話はされたのかどうか。それに対して当然、県教育委員会からは遊水池に対する見解があ

ったら、当然あるべきだと思うんですよ。県教育委員会は、この土石流災害警戒区域に指定されてることについては、奈良学園大学が指定されたことについては、どのようにおっしゃったのか、再度お聞きをします。

最後ですけども、この土石流災害警戒区域に仮設校舎を建てるわけですから、万全の上にも万全の安全対策を講じていただきたい。そのことを最後に申し上げておきます。ご答弁よろしくをお願いします。

議長（高岡 進） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。

久保議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、県教委との協議の中での話でございます。おっしゃっておられますように、ハザードマップを持参いたしまして、中央公園のお話をさせていただきました。あわせて今後の予定地であります奈良学園大学もここですということで話をさせていただきましたが、そのときは県教委としても、その後もそうですけれども、その場所についてどうこうというようなご意見はいただいておりません。それがまず1つ目でございます。

今後につきましての安全対策でございますけれども、当然、やはり児童・生徒の安全というのは一番私たちも念頭に置いておるものでございますので、できるだけの対策というのは今後考えていきたいということで思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 水道事業基本計画の実施には一般会計との間での負担調整が不可欠ということで質問をさせていただきます。

経済学で用いられる言葉に、資本限界領域という言葉があります。この言葉は、その事業領域が巨額の資本量を必要とし、利潤率の低い、採算的低層領域であるため、私的資本が参入したり、私的資本の参入や投資を回避する事業領域をあらわす言葉であります。

ここに水道課からお借りをいたしました、地方公営企業の概要（26）という本があります。これは、一般財団法人地方財務協会が出版しております。この本は、地方公営企業制度研究会が編さんした本であります。この本の中に、今申し

上げた資本限界領域と同様のことが書かれております。

どういうふうに書いてあるかといいますと、地方公営企業は、住民の生活水準の向上のため、不可欠な事業ではあるが、多額の資本投下を必要とするとともに、それに見合う利潤を見込み得ない事業が多いことから、地方公共団体等において建設、経営が行われているものが多い。このようにこの本に書かれております。先ほど申し上げました資本限界領域と同じことを、経済用語で言う言葉と同じことが書かれておるわけでありませう。

三郷町の水道事業もまさにこれに該当して公営企業として実施をされて今おるわけですね。したがって、平成26年度から始まっております、10年間で行おうとしております水道事業基本計画、約25億円の設備投資を行うわけですが、これを実施していくにつれて、水道事業会計の財務内容は悪化していく、これは当たり前のことです。

この計画の実施に当たっては、このこともこの本の中に書かれてはおりますけれども、民間企業は最終的には利潤の極大を目指しているのに対し、地方公営企業は経済性を追求しながらも、基本的には公共の福祉の増進を目指すという経営の基本原則を異にするものである。このように書かれてはおりますけれども、当然ですけれども、この水道事業基本計画をするに当たっては、水道事業の会計と一般会計との間での負担の調整について検討する必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） 失礼します。

それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

公営企業は、日常生活に欠くことができないサービスとして、安定的かつ継続的に供給することが必要な事業を行うものと位置づけられ、水道事業は水を供給することをサービスの提供としており、そのサービスの対価である料金収入を財源として企業活動を行っています。

一方、一般行政は一般の公共需要を満たすために行われる公共事業として財源を租税に求めている点において、性格の異なるところであります。もちろん、地方公共団体が公共の福祉の増進を図ることを目的として、一般行政と公営企業とともに運営しており、地方財政法を適用するところではありますけれども、企業性の高

い事業につきましては、その性格から常に経済性を発揮して運営していかなければならないという特殊性を補うため、昭和27年に地方公営企業法が制定され、水道事業はそれに基づいて運用をしているところであります。

具体的には、公営企業の経営については、地方公営企業法第3条において、経営の基本原則が定められており、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとされているところであります。

また、同法第17条の2において、経費の負担の原則について定められております。第2項後段で、公営企業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。すなわち、サービスの受益者がその料金で経費を負担する受益者負担を原則としているもので、公営企業の経営は独立採算制であることが規定をされております。

水道事業における公共の福祉の増進とは、飲料水を継続的に安定供給することであり、そのためにも水道施設の耐震化や老朽管の布設替工事などは不可欠であり、基本計画として10年計画で事業を進めております。

平成28年6月定例会において、ご説明をさせていただきました財政シミュレーションにありましたように、基本計画に基づく事業には多大な費用が必要であり、現在保有する預金を有効に活用し、企業債を借り入れることで進めていますが、水道事業の経営は逼迫していくことになることをご説明させていただいたところであります。

ただ、水道事業は、水の供給のための事業全般を含めたものとして、独立採算制を原則としているところは説明させていただいたとおりでございます。

一方、国からの通知に一般会計の繰出金ということで説明をされたものがあります。その適用に当たっては、基準値、これが設定されておりまして、1立方メートル当たりの資本費が146円以上、また、給水原価が255円以上というふうに規定をされております。26年度における三郷町の資本費が124.8円、それから、給水原価が231.6円ということでありまして、一般会計からの繰り出しの対象には当てはまらないというふうになっております。

そういったことから、現時点においては、一般会計との間での負担調整というものについては、考えてはおりません。

しかしながら、平成26年度からの基本計画も当初の計画から若干の修正も加

わっております。また、社会経済情勢なども変化しておりますことから、5年経過時には中間検証、これが必要であろうかというふうに考えております。その上で、財政シミュレーションの調整を十分に図っていきながら、水道事業が適切に運営していけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたわけですが、部長がおっしゃってることも独立採算についてですね、それは十分にわかってるわけですが、そのことだけにこだわっておっていけないのかどうかということで質問を差し上げてるわけです。

先ほど出てますけども、今のこの水道事業基本計画、約25億円という、今、料金収入が年間大体5億ちょっとですからね、物すごい金額です。要するに水道料金収入の約5倍を10年間で投下するというんですから、これがいかに巨大な資本増加であるかということはわかると思うんですけども、じゃ、25億円投入するからといって、水道料金がふえるのか、一切ふえません。逆に今度、決算も出てるように減っていきますね、どんどんこの何年間ずっと減ってきてますな、もう毎年毎年減ってきてる。

25億円も入れるから、例えば、生産性が上がって利潤がふえるからと、全くそんなこともありません。利潤がふえるわけではありません。それどころか逆に、主には減価償却費、それと支払利息がこれからどんどんふえていきますね、当然、この事業をやっていけば当然この2つがふえてくる。いわゆる資本費がどんどんふえていくわけですね。ですから、収支はやればやるほど、水道事業計画をやればやるほどどんどん悪くなってきます。6月議会でも論議をしましたが、財政シミュレーションによれば数年以内に赤字に転落すると。そうすると、赤字が続くと当然のことですけど、資金繰りも苦しくなってきます。赤字ですから、利益が減っていきますから。

いわゆる、この水道事業基本計画を行えば、行うにつれて、水道会計の財務内容というのはどんどん悪くなっていきます。そうなったら、水道事業は独立採算制をとっているんだから、受益者負担なんだから、水道料金を値上げするしかない、そういう結論になるのかということです。

この地方公営企業の概要（26）によりますと、これに書いてあるんですけど

も、10立米当たり、10立方当たりの家庭用水道料金の平成25年4月1日現在の全国平均は1,490円です。三郷町は2,052円です。既に全国平均ですよ、全国平均に比べて今でも1.38倍なんです、三郷町の水道料金は。そういう状態なのに、独立採算だからということで、じゃ、どんどん水道料金値上げしていくのか。私はそれでこの水道事業計画を進めるに当たっては、一般会計との間でどうしてもその負担について調整することが必要だ、そのように思うわけです。

何回もこの本を引用して申しわけないですけどね、この本の中に公営企業の概要の中に、一般会計との負担区分という章があります。その中に何を書かれているか。水道事業は、その経営に必要な経費を受益者からの料金収入などによって、自立的に調達する、いわゆる独立採算制がとられているため、基本的には一般会計からの資金的補助を受けることはない、これはもう部長もさっきおっしゃったようにそのとおりでございます。しかしながら、これらの事業が地方公共団体によって経営されていることから、本来、一般行政が担当すべき仕事を公営企業に行わせたり、公営企業の経営に政策的配慮を加えるということもあり得るわけである。このような場合には、その内容に応じて当該地方公共団体の一般会計との間で負担を調整する必要がある。

その第1は、水道を利用した消火栓の設置及び維持管理のための経費。

第2は、特別な理由がある場合の一般会計からの補助等であり、具体的には、水道事業における料金格差縮小のための資本費の一部について繰り出す高料金対策のための補助、これは以前、三郷町が私が議員になったときには3,000万出してたわけですけど、一般会計から投入されてましたけども、ここに当たるわけですね。

それから、第3は、一般会計から公営企業会計に対する出資であり、具体的には、上水道事業における上水道安全対策にかかわる水道事業の経営基盤の強化、今まさにこの水道事業基本計画はこれに当たるわけですね。経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資金がある。今度は補助じゃなくて、これは出資をしなさいということですね。水道事業に対して出資をしなさい。このように書かれております。

独立採算制を認めながらも、政策的にその判断があり得るということを書いております。私は今申し上げた、第2とこの第3、補助あるいは出資、この2つ

は、今、三郷町で行われている水道事業基本計画の実施に当たっては、ぴったりと該当してきたというふうに思います。

再度お聞きします。一般会計との間で負担について調整することが私はどうしても必要だと思えますけども、再度、お考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 酒田水道部長。

水道部長（酒田昌和）（登壇） 失礼します。

久保議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まずもって前提に考えておりますのが、財政シミュレーションでございます。そちらについては、前回の定例会でも説明させていただいたように、十分にそこらあたりの精査を高めながら、今後、水道事業を運営してまいりたい、これの基本は変わっておりません。そういった中で独立採算制ということで、我々は事業を進めてまいりたい、そのこのところはその方向で進めていきたいというふうには考えております。

ただ、今、久保議員がご説明いただいたように、確かに一般会計との費用負担、その部分の説明はございます。そういった中で、その一つとして私が最初に回答させていただきましたように、高料金対策、これにつきましては、基準がございます。そういった中で基準、これは2年前の状況を踏まえてその基準に合ってるかどうかということによって、高料金対策ができるかどうかということになっておりますので、さきに回答を申し上げましたように、三郷町はそれには適合しておりません。だから、高料金対策というものには合致しておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、基本計画、これはどういう事業やねんという趣旨からおっしゃっていただいたんやろうと思えます。確かに施設の耐震事業であったり、老朽管の布設がえ、こういったものであることを踏まえながら、基本計画10年スパンでやってまいりました。もっと言えば、20年スパンで今、管更生も含めて当初、説明はさせていただいたとは思っております。

そういった中で、一般会計との費用負担でございますが、確かに先ほども言いましたように、我々は独立採算制、これを基本としております。そういった中で、経営基盤の強化であるとか、資本の補填とかというようなことでの説明はありますけども、これはあくまでもできる規定ということで、しなければならぬというふうに規定をしているものではございません。あくまでも基本計画、確かに災害

に当たる部分には該当するやもしれません。ただ、それは一般会計との調整の中でやっていこう、それはできる規定であって、しなければならないとうたってるものでもありませんので、今後の方向性としては十分に一般会計との協議を進めながら、水道事業の運営方針の基本にのっとって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

続きまして、3 問目の質問に移ります。

2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 今後の町財政運営の見通しは？ということで、質問をいたします。

三郷町の財政健全化判断比率は、平成 26 年度決算では、実質公債費比率 1.8% だけが表記されており、その他の数値はマイナスなので表記をされておられません。この 9 月議会に提案されております平成 27 年度の決算でも、実質公債費比率が 0.0%、将来負担比率が 3.5% となっております。ほかは表記をされておられません。

その一方で、町の起債残高ですけども、平成 25 年度末で約 98 億円まで下がりましたけども、平成 27 年度は約 105 億円になっております。これは、下水等々も含まれておりますので、その額です。水道会計を入れますと、平成 25 年度が約 102 億円、27 年度末が 110 億円というふうになっておるわけです。しかし、この議会にも提案されておりますけども、これから勢野北部開発事業の損失補償で約 18 億円、それから、中学校建替事業、これは私が勝手に思っておりますけど、多分 40 から 50 億円ぐらいかかるのではなかろうかというふうに思っておりますけども、全部です、かかりませんか、もっと安く上がりますか。要するに数十億円の事業が中学校建替事業。こういう町財政にとって大きな変動要因が目前に来ております。

それから、先ほども言いましたけども、水道事業においても期間 10 年の基本計画で約 25 億円の設備投資。これもやらなければいけない、耐震含めてですね、これはやらなければいけない事業なわけですが、こういう大きな、合わせて 100 億円とは言いませんけども、新たに要するに 70 億と 80 億の規模の資金需要がここのところで発生をしてくるということです。

したがって、これから、この新たな資金需要が将来負担比率、それから、実質公債費比率に影響がこれから出てくるというふうに思っております。住民福祉の増進を進めながらの安定的な財政運営、これをやっていかなければいけないわけですが、今後の財政の見通しについてお答えをお願いいたします。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、久保議員の3問目の質問にお答えをしてみたいと思います。

財政健全化判断比率のうち、単年度の決算状況にだけ着眼せず、また、自治体会計全体を視野に入れての財政指標として導入をされました、実質公債費比率や将来負担比率は自治体の財政状況を判断する指標として、昨今、特に注目されている指標となっております。

本町での実質公債費比率、将来負担比率のこれまでの推移を見てみますと、これらの指標算定が導入された平成19年度決算、そのときの実質公債費比率、これは3カ年平均の平均値でございますが、12.0%ございました。また、将来負担比率は当時56.7%ということで、現在とはかなり乖離のある状況であったというのが現状でございます。その後、各年度の経過とともに両指標とも好転が続きまして、平成26年度決算では、先ほど議員もおっしゃってましたが、実質公債費比率は1.8%、将来負担比率は算定値がマイナスとなることで、算定なしということになるわけでございます。また、これも議員おっしゃっていただいていた、平成27年度決算での数字でございますが、今議会で、後ほどご報告いたしますけれども、実質公債費比率は算定値がマイナスとなりましたが、以前から懸案となっております勢野北部土地区画整理事業に係ります損失補償に伴う将来負担額を今回から満額加味したことから、将来負担比率は27年度決算におきましては、3.5%となったところでございます。

このような状況の中、勢野北部開発事業の損失補償問題や、中学校建替事業などを控え、今後の健全化指標への影響等、今後の財政の見通しはというご質問でございますけれども、損失補償問題につきましては、今議会に問題解決に向けての金融機関側との和解案に関する議案と、補填支出に係る補正予算を同時計上させていただいたところでございます。

また、中学校建替事業に関しましても、以前からの大きな課題であり、これからの三郷町を担う子ども達のためにも必要不可欠な重要施策であることから、あ

らゆる準備と調整を行い、平成29年度からの事業着手に向けて、今はその最終準備段階に入っているというふうに考えているところでございます。

いずれの事案も巨額の予算を要する案件であることから、これらを実施することで財政健全化判断比率に大きく影響することは否めません。また、どの程度各指標に影響が出てくるかは、事業費総額や算定時における標準財政規模を初め、充当可能財源としての基金の状況、事業実施に伴います地方債借入額とその償還額により大きく変動いたします。

したがって、大きな影響を受ける実質公債費比率、将来負担比率、ともに最新の算定結果である平成27年度の指標よりも悪化することは間違いのないところではあります。具体的な指標をシミュレーションするには、余りにも不確定要素が多過ぎることから、将来的な指標の算定は大変難しいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、大きな財政需要がここ数年で生ずることから、財政運営を考慮した場合、かなり逼迫するものと推測され、決して安心できるものではないことは十分承知はしております。しかしながら、基礎自治体として必要不可欠な行政サービスを安定して提供し続けるためにも、これまで以上に財源の確保を初め、経常経費の抑制などに努めつつ、細心の注意をもって財政運営に努めなければならないというのが今の段階での考えでございます。

以上です。

議長（高岡 進） 3問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時30分から。

休 憩 午後 0時26分

再 開 午後 1時30分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私のまず1問目の質問に入らせていただきます。

「感震ブレーカー設置費用」の補助は出来ないか？ということです。

地震発生などで家庭内の電気系統の断線箇所や、また、押し潰された電気製品に停電後に電気が復旧した場合に、通電により加熱発火する。例えば、白熱灯が

上から落下して出火したり、また、損傷した配線が通電後に復旧後ショートしたりして火災が発生することがよくあります。いわゆる通電火災が発生するというおそれがあります。

政府が昨年、2015年3月に発表した報告書によりますと、1995年、阪神・淡路大震災の際に火災は139件起こり、うち61%の85件が通電による火災でありました。また、2011年、東日本大震災の場合は163件の火災があり、うち66%、108件の通電による火災が発生しております。

このように、過去の大きな地震では電気を原因とする火災が多発しております。住宅密集地では1件の火災から延焼のおそれもあります。地震の際、自動的にブレーカーが落ちて漏電火災を防止する防災減災グッズのブレーカー自動遮断装置が今大変注目されております。電気工事が不要で、自分でも簡単に取り付けられる、低価格、3,000円から4,000円ぐらいのものもありますし、これを簡易タイプといいます。工事が必要な分電盤タイプ、これは2万円から8万円いたします。それと、あと3つ目、コンセントタイプ、これは5,000円から2万5,000円ぐらいの間であります。この3つの大きく分けて3タイプがございます。

命や財産を守るため、今、注目されているこの装置は国や自治体も設置を推奨しておりますが、新築の場合、この設置をしているおうちもだんだんふえてきておりますが、一般家庭のこの設置の普及は現状ではわずか1%しかございません。

全国のいろいろな自治体で今、この設置を推奨してるところがたくさんあります。内容はいろいろなんです。また、非課税や障害者の世帯へは上限8万円です。全額100%の補助をしてる自治体もあります。多くの自治体で設置を促すために補助制度を実施しておりますが、当町でも考えられないかということで質問させていただきます。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、消防庁の調査によりますと、阪神・淡路大震災や東日本大震災における総出火件数のうち約6割が電気に起因するものと言われております。いざ、大規模な地震が発生した際、ブレーカーを落とすといった行為をすぐさま行うというのは、なかなか不可能であることから、内閣府、

消防庁、経済産業省の連携のもと、大規模地震時の電気火災の発生抑制手段として、感電ブレーカーが効果的であるということから昨年度より、白黒ですが、このようなチラシを配付するとともに、ホームページ等で啓発等も行われているところでございます。

ところで、この感電ブレーカーには、議員も先ほどおっしゃっておられましたように、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知して、ブレーカーを落として電気を遮断する分電盤内蔵型タイプ。次に、分電盤に感震機能を外づけする分電盤、あとづけタイプ、コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断するコンセントタイプ、最後に、ばねの作動や重りの落下等によりブレーカーを落として電気を遮断する簡易タイプ、この4種類が現在あるようでございます。

また、高価で電気工事を要するタイプから、先ほど一番最後に申し上げた簡易タイプと呼ばれる、安価でユーザーみずからが取り付けられるような簡易なものまで、それぞれ一長一短があると言われているところでもございます。この感電ブレーカーに対しまして、千葉市では3種類に、また、和歌山県串本町では1種類に補助を行っており、県内でも三宅町が今年度からコンセントタイプを除く3種類に対して助成金、3,000円から3万円の補助を行っておるようございますが、地震による災害対策としてまだまだ一般的な認知度が低いのではないかというふうな状況であると考えます。

このことから、まずは町民の皆様にご感電ブレーカーの設置推奨を啓発しつつ、普及推進の方策を今後も研究するとともに、導入自治体の効果や導入予定の自治体の動向等を注視しながら今後検討をしてみたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 全国で初めての補助制度を創設したのは平成25年度から横浜市がまず普及促進するために実施しております。大体、関東では割合設置している関心の高い自治体がたくさんあります。また、西日本のほうでも例えば村とか、ある市でも一番安いタイプの簡易タイプは全戸に配布しているところもあるようです。また、内容もいろいろと自治体によって補助制度は異なりまして、上限を例えば8万とか5万とか10万までとか設けており、また、2分の1、3

分の1、3分の2の補助と。内容はいろいろでありました。

また、先ほど言いましたように、非課税の世帯、障害者、また要介護のいる世帯は大体補助がたくさん受けられる、100%のとも多いようです。

例えば、横浜の場合、自治会で取り組んでるところもあります。横浜のある方は、先ほど言いましたように、横浜はまず一番最初に全国でスタートしたところではありますが、例えば、もう完璧なのは工事が必要ですし、すごく高いんですけど、それでも横浜の場合ある方は、工事費込みで8万円でしたが、市の補助を受け自己負担はわずか3万円が終わったとおっしゃってる方もあります。

最初、横浜市スタートした年、平成25年はたった4件の申請で、4件だけだったそうです、補助の対象、申請された方がね。それで、広報紙などで制度を周知したところ、2年後の平成26年には400件にふえております。先ほど部長がおっしゃったように、知らない方も多いので、まず、自分たちの財産、命はまず自分たちが守ることが基本でありますので、補助制度は今後、奈良県は何でも大体おくれるわけなんですけど、まず、三宅町がちょっと口火を切ったということで、また、そのうちに県下でも徐々にふえるのではないかと考えておりますが、周囲の動向も見ながら、また町としても取り組んでくれると思いますが、先ほど部長がおっしゃったように、広報でもちょっと目立つように、こういうのがあるよということを、ぜひまた、掲載していただきたいと思います。

簡単ですが、これでもうお答えは結構です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） では、2問目の質問です。

「ピロリ菌検査」への補助は出来ないか？ということで、補助ばかり申し上げてすみません。

皆さん、よく耳にすると思いますが、ピロリ菌、正確にはヘリコバクターピロリ、舌かみそうな名前なんですけど、といいまして、胃の中に住みついて、胃の壁を傷つけ、慢性胃炎とか胃潰瘍、また、十二指腸潰瘍などの原因になると言われ、保菌者は持っていない人よりも胃がんの発生率が高く、胃がん患者の98%はこの菌を持っているということです。日本人は3人に1人、あるいは2人に1人持っているとも言われております。一説には、昔井戸水を飲んだ方が、昔ですから今

はある程度の高齢になっておりますが、そういう方は割合このピロリ菌を持つ方が多いという説もありますが、まだはっきりしたことはわからないようです。水とか食べ物による経口感染が主な原因ではないかと言われております。

だから、例えば親が子どもに口移しでかんで渡す、食べさすとか、あれはもう好ましくありません。また、虫歯菌というのもありますので。特に免疫力の低い5歳以下の子ども、高齢者は感染しやすく、若年層ではこの菌の保菌者は約2ないし3割、50歳以上は7割から8割という非常に高い確率でこの菌を持っております。

日本ヘリコバクターピロリ学会は、全て保菌者は除菌を行うべきと2009年ガイドラインを発表しております。保菌者かどうかということは、検査は本当に簡単な、いろんな方法があるんですが、簡単にできます。例えば、胃カメラ飲んだ場合は検査で、ついでにすぐ、ついでですからそういった検査もありますし、あと、血液検査、尿検査、あるいはあるもので呼気をはっとするだけでもわかるそうです。

今では、この検査キットがネットでも市販されております。大体4、5、000円。自分で尿をとって、そのしかるべきところにちゃんと返送しましたら、後日、保菌者かどうかの回答がその検査機関から来るようです。例えば、保菌者であった場合は1週間の飲み薬を服用いたします。これで大体除菌できるんですが、さらに4週間後にもう一度再検査をして、あればもう一度1週間服用するそうです。ただし、この薬はわずか1週間なんですけど、私の周りの方も服用されてる方たくさんおられます。何ともない方もいらっしゃいますし、何となく気分悪くなったり、口の中が変な感じになったりするということで、途中でやめる方もたまにはおられるので、こういう副反応もあるのは事実です。

保菌者とわかって除去する場合は、慢性胃炎とかの場合は、保険適用対象となる場合もありますが、検査においては保険適用外です。例えば、キットでも4、5、000円しますが、病院行った場合は保険ききませんので、初診料を含めるとやっぱり8、000円から1万円します。

ぜひ、町としては、この検査をしたい方に補助はある程度できないかということをご質問させていただきますが、町の見解はいかがなものでございましょうか。

議長（高岡 進） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えを

させていただきたいと思います。

最初に、ピロリ菌とは主に幼少期に感染し、胃の中に住みついて胃炎を起こす細菌のことをいい、胃炎を繰り返すことで胃粘膜を萎縮させ、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんの発生に強く関与すると言われていたものであります。

また、ピロリ菌検査とは、正式には胃がんリスク検診、ABC検診と言い、ヘリコバクターピロリ菌、通称ピロリ菌検査でピロリ菌感染の有無を、ペプシノゲンPG検査で胃粘膜萎縮度を調べ、その結果を組み合わせることで胃がんのリスクをA、B、C、Dの4群に分類して評価する検診であり、胃がんそのものを見つけ出す検査ではありません。

議員ご質問のその検査費用に対する補助であります。国立がんセンターがまとめました有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインでは、胃がん検診の効果的な実施方法として、ABC検診単独での実施に関しては積極的に推奨されるレベルに達しておらず、市町村の実施する検診としては進められておりません。しかし、市町村が任意の検診で実施する場合には、効果が不明であることについて適切な説明をする必要があると表現されております。

そういったことから、現時点におきまして、当該検査費用の補助については考えてはおりませんが、今後、国のがん検診の指針や県の実施要領の中でABC検診の導入の流れが出てくるようであれば、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 検査によって保菌者とわかれば除菌するのが望ましいという一応、日本ヘリコバクターピロリ学会ではそのように指針を出しておりますので、あと、除去する、しないはもう個人の判断と自由だと思いますが、除去する場合は受益者負担ということで、そこまでは申しませんが、やっぱり検査で自分が保菌者かどうかということは把握して知っておくことが大切なことかなと思います。

本来ならば、検診にもこれを入れるべきかとも思うんですが、簡単に検査はできるわけですから。一応、ピロリ菌はいろんな、がんだけじゃなくて、いろんな胃の病気の原因と言われておりますから、やっぱり除去すればそれだけ医療費向上にもつながるかなと思いますので、ぜひまた、これもまた周りの動向を見ていただけたらと思いますので、そういった折にはぜひ前向きに検討していただ

たらと思います。答えは結構です。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

5 番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6 番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6 番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1 問目、民泊についてというテーマです。

民泊についてというのは、まず、民泊というものは、本来、旅行客などを宿泊させるというのは旅館業法の規制の中でやるわけなんですけども、近年では日本国内に観光客がふえているにもかかわらず、宿泊する旅館、ホテルが少ないということで、海外では個人の家に観光客を宿泊させるということが主流になっているという観点から、2014年に国家戦略特区に基づきまして、民泊を奨励する、推進するような法改正が行われております。2015年に東京、大阪、都市部につきましては、条例を制定し、民泊ができるように環境ができていくわけなんですけども、既存の民泊サービスでは余りにもハードルが高過ぎてなかなか使い勝手が悪いという声が上がって、今、規制緩和に向けての議論が進められてきて、今年の6月に民泊サービスの制度設計のあり方についてという最終報告書が上がりました。これはあくまでも、たたき台という以前に、あくまでも報告書なんですけども、この中では平成28年度、今年度中に新法をつくる、あるいは法改正をして民泊サービスをしっかりとした形にしていくというふうな形で今提言がなされています。

ここには大きな規制というものは、年間宿泊日数が180日以下であると。一人当たりの占有面積が3.3平方メートルという規制はあるんですけども、それ以上に規制は低減されていません。

最近の国の流れからしますと、規制緩和をしていくということと、あるいは地域のことは地域で考えていくという、地域主権的な発想があるので、恐らくこれに基づいて新法がつくられる、あるいは法律が改正されるという部分になっていくとは思いますが。

ただ、この国家戦略特区による規制緩和の以前から、アメリカの民泊サイトのエアビーアンドビーというところが2008年から実際にサービスを行っているようです。このエアビーアンドビーが行っているサービスというものは、実

際は所管する厚生労働省の見解では、現在の法律に当てはめると違法なサービスであるというふうに言われておりますけれども、この民泊の改革につきましても、2020年の東京オリンピックに向けて宿泊するためのホテル、民宿をふやしていくという観点と、もう一点は、このふえている観光客の影響というものを地方にまで広げていくということが地域活性化につながっていくというふうに提言があります。

だから、恐らく今後も規制は緩和していくという方向性で法律改正がなされていくと思いますが、三郷町の場合も空き家問題というものが非常に大きなテーマでもあります。そういう意味では、この民泊に空き家を提供する、あるいはアパート、マンションの空き室を民泊に提供していくというふうな動きも出てくるかもしれません。

実際に今回の制度設計の中では、ネットを中心に登録をしていくというふうな形になっておりますので、余りそこに行政がかかわっていくということは難しいかもしれません。ただただ、この提言の中には事情によれば条例にて規制ができるというふうに提言の中には項目がございます。

そういうことを考えますと、三郷町として現段階では法律の素案あるいは方向性というものはまだまだはっきりとはわかりませんが、三郷町として現行の民泊の中でどのように考えているのか。あるいはもし、法律案ができ上がってきた場合、三郷町としてこの民泊を容認、恐らく完全に規制をするということは難しいですけれども、何らかの条例要綱等で条件を付していくのか、それにつきまして、町の考え方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 佐野議員の1問目にお答えしてまいります。

現在、日本では中国を初めとする諸外国からの観光客が急激に増加し、宿泊施設の不足解消が大きな課題となっております。こうした中でインターネットの仲介サービス、ご質問にありますエアビーアンドビーなどを利用し、個人が自宅の1室やマンションの空き部屋などに客を宿泊させる、いわゆる民泊ビジネスが広がりを見せております。宿泊施設を提供するためには、旅館業法に基づき知事の許可が必要であります。施設内の設備や面積など施行令で定められた基準があり、また、都市計画法による用途地域要件も満たす必要があるため、簡単に宿泊施設がふやせないという状況にあります。

一方、海外からの観光客は年々ふえ続けており、都市部では宿泊施設が慢性的に不足しているという問題に直面している状況がございます。そこで、特に宿泊施設不足が深刻な東京や大阪では、国家戦略特区を利用した民泊条例というものが制定されました。

町といたしましては、民泊は利用者にとっては費用を抑えることができ、貸す側は収入を得ることができるという双方のメリットがあり、さらには観光客の誘致等、地域の活性化につながるという点でも効果があると思われる反面、現時点では多くの課題が指摘されていることも事実として認識しております。

例えば、戦略特区以外での民泊は旅館業法に抵触する可能性があること。あるいは住宅やマンションの空き部屋を利用して民泊営業は建築基準法の用途変更、また、都市計画法の用途地域との関連、消防法の問題等々、課題は山積しております。そのような中、現在、国において規制緩和に向けた民泊新法の制度化に向けた検討がなされ始めました。このような状況を踏まえると、民泊について本町の現状を見てみますと、大都市部が抱えている宿泊施設不足の問題ほど深刻ではないと思っていますので、慎重に検討しなければならないと考えております。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、この地方にまで宿泊需要の余波が来るようなことになれば、今後示されてくるであろう国の方針について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 国のほうのたたき台を含めまして、方針がまだはっきりとはしていない中で、町としてのスタンスを表明するという事は難しいかと思えます。

今、部長に答弁していただいたみたいに、旅館業法では、都市計画法上の用途地域とかそういう制限があるので、非常に難しいということも事実です。ただ、この政府の答申では、あくまでも民泊というものは旅館ではなくて住宅という扱いをするということですので、住宅という扱いをすれば、都市計画法上の用途制限には抵触をしないというふうになりますので、三郷町のようにベッドタウン、住宅地でも民泊サービスを提供できると。

その中でも部長がおっしゃりましたように、消防法上の問題、皆さん記憶にあると思いますけども、昔ホテルニュージャパンで火災がありました。火災の原因

というのは、宿泊者の寝たばこ、個人の住宅等では火災警報器とかの設置が行われておりますけども、アパート、マンションでも、例えば、スプリンクラーが設置されているというわけではありませんので、やはり消防法上の問題というのは現実に生活をしていく、あるいは宿泊客を迎えていくという意味では非常に大きな課題があると思います。

そういう意味では、町として三郷町でもそういう宿泊技術が出てくるか、出てこないかという以前に、国としての一定の方向性が出された段階で三郷町としてこの民泊をどう取り扱っていくのか。民泊には家主滞在型と家主不在型という2種類がありまして、前者はホームステイ型で、海外では主流になってるわけなんですけども、その2つの方式につきまして、何らかの、家主居住型は容認はできても、家主不在型は容認しないというふうな対応の仕方もあると思いますので、国の法律の概要あるいは国の方針が明確になった段階で三郷町としても一定の対処方針を検討していただくように要望いたします。

以上です。

議長（高岡 進） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えしてまいります。

三郷町内には旅館業を営んでおられる宿泊施設が幾つかございます。そういったことから、民泊新法の内容が示されてきた時点で、そちらとの住み分けがうまくできるのか、そういったことも含めて検討していかなければならないと、このように思っております。

以上です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目に移らせていただきます。

ドライブレコーダーを利用した安心安全のまちづくりについてという形で質問させていただきます。

今年度予算でも防犯カメラの設置の予算が組み込まれまして、学校の通学路等に設置のほうを進めております。昨年の防犯カメラの設置要綱あるいは補助要綱というものを制定しまして、防犯対策として町として取り組んでいることは一定の評価をしたいと思っております。

今現在、進めてる防犯カメラの設置なんですけども、あくまでも防犯カメラというのは防犯カメラが動く範囲で、固定的な部分で必ず死角が生まれてきます。あくまでも防犯カメラは、防犯カメラというふうな形になってますけども、実際のところ、防犯というよりも犯罪が起こったあとに犯人の検挙のために利用される部分というのが強いかなと思います。実際に防犯カメラがあるからといって、犯罪が起こらないわけでもありませんので、恐らくこれも2020年のオリンピックが絡んでくるわけなんですけども、テロ対策等で恐らく大阪、東京等の都市部では今以上に防犯カメラを設置するというふうな形になっていくと思います。

今年5月に行われましたサミットにつきましても、実際、近鉄沿線とかJRでもそうなんですけども、自動販売機が使用できなくなったり、あるいは近鉄のあべのハルカスでは、その期間中休業したりというふうな形になっています。オリンピック期間中に休業するということは多分難しいとは思いますが、その分、恐らく防犯カメラ等で警備をしていくということがふえていくと思います。

ただ、今ニュースでもありますように、盗撮行為が、特に盗撮行為といいますが、大体教師とか警察官、公務員が行った場合は大きく報じられるわけなんですけども、恐らく多いと思います。7月には参議院選挙に絡みまして、地元の県警が野党を支援する団体の事務所を撮影していた。その場合は、私有地に設置をしたという形で違法だというふうに言われましたけども、実際のところ、人間が何らかの形で自分が監視をされてる、盗撮されているということは、恐らく悪いことをしていなくても余り気持ちがいいものではありません。

そういう意味では、防犯カメラをふやしていくというふうな形での防犯というものは、はっきり言えば好ましくないんじゃないかと、こういうふうに思います。

そういう意味で、死角を減らしていくという観点では、京都の豊岡市では既存のタクシー事業者等と協定を結びまして、タクシーに設置をされているドライブレコーダーを利用した安心安全のまちづくりを進めているということです。タクシーですので、町内をずっと、常態的ではありませんけども、タクシーが運行するエリアは何らかの形で移ってるということで、その点では、普通防犯カメラといえますと、公共施設あるいは駅ターミナルというところに定点的に置かれるわけなんですけども、住宅街も含めまして、タクシーが通行するエリアはしっかりとカメラで追跡することができるということで、タクシー事業者やあるいは介護施設の送迎等に利用されてる車につけられていますドライブレコーダーを利用

して、安心安全のまちづくりを進めているということです。

この近辺でもタクシーはよく通行してるわけなんですけども、全車にドライブレコーダーが搭載されているわけではないようです。そういう意味では、事業者と協定を結ぶということで進めることができればいいんですけども、設置をしていない事業者もありますので、その点は、いろいろ検討課題ではありますけども、まず、三郷町としては三郷町が委託をします乗り合いタクシー等を利用して、ドライブレコーダーで町内の安心安全を見守っていくという政策的な手段があってもいいんじゃないか。

今後、防犯カメラをふやしていくという予算的なことを考えても、そちらのほうが費用対効果でも効果が見込まれるのではないかと思いますので、今回、質問をいたしました。町としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の2問目のご質問にお答えする前に、先ほど先山議員の回答で、感震ブレーカーと言うところを感電ブレーカーと無意識のうちに答えてたようで、大変申しわけございませんでした。おわびし、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えをしまいたいと思います。

いつ、どこで発生するかわからない事件や事故ですが、発生したときには早期解決に、また、事件や事故の発生を未然に防ぐための抑止効果としても有用な防犯カメラですが、広範に設置するには多額の経費を要します。

その一方で、警察庁がドライバーに対し、安全運転とドライバー自身を守るためのドライブレコーダーの活用を推奨していることもあって、最近では、一般車両にドライブレコーダーを搭載しているドライバーもふえつつあるようでございます。

営業用車両であるタクシー車両などには、早くからドライブレコーダーを搭載し、今ではほとんど、大半といいますか、全ての車両に搭載されているとも言われているようでございます。

そこで、ご質問にもありますように、事件や事故が発生した際、一定区域を縦横無尽に走行するタクシーのドライブレコーダーに録画された画像を警察に提供し、早期の解決に役立てるとともに、このような取り組みを行っていることで事

件や事故を未然に抑制する効果も期待し、タクシー事業者と協定を締結している自治体も全国的に広がってまいりました。

そこで、今回、議員のご質問にもありましたが、町内各所を運行しております予約制乗り合いタクシー業務を受託しております事業所に本内容を打診いたしましたところ、事件や事故の防止につながるのであれば全面的に協力をさせていただきたいというような回答をいただきました。このことから、乗り合いタクシー事業者だけでなく、それ以外にも営業用タクシーの車両が運行されておるわけですので、タクシー協会ということで間口を広め、その協会と一日も早くドライブレコーダーの活用による犯罪、交通事故防止に関する協定を締結してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6 番（佐野英史）（登壇） 前向きな答弁ありがとうございます。

この取り組みというものが安心安全のまちづくりにつながっていくとも思いますけども、もう一つ大事なことは、カメラに頼らず地域の皆さんがしっかりと見守っていくという作業も必要でございますので、今までどおり継続して地域の皆さんに対して安全情報の提供等を継続していただければ結構です。よろしく願います。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 回答はよろしいの。

6 番（佐野英史）（登壇） 結構です。

議長（高岡 進） 2 問目の質問は終了しました。

6 番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、10 番、深木健宏議員。一問一答方式で行います。

10 番（深木健宏）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

町制施行50周年記念事業の状況についてということで質問させていただきます。

本年5月8日の町制施行50周年記念式典が実施されてから、各記念イベントも上半期の9月で終わるような状況でございます。オープニングイベントを初めとする町制施行50周年記念事業実行委員会が主体となつて行った事業。また、町が主体となつて50周年にあわせた新たに企画し、実施する記念事業。それら

の多くの事業に職員もこぞって参加され、また、裏方としてそれぞれ参加されてまいりました。記念イベントへの意気込みもそういった中で多く感じられたところでございます。

ところが、町民の皆さん方がどれだけこの50周年記念事業に思いをはせ、また、それぞれのイベントに参加されているか。私は、PR不足ではないかというふうに考えているところでございます。しかしながら、満足度から言えばこんなものかなというふうにも思っているところでございます。町長を初めとする町職員全体の意気込みが非常に感じられているところでございます。そうした中で、これからまた下半期に向けて多くのイベントが予定されております。冠事業を掲げた各種団体の皆さん方ももちろんでございますけれども、こういった中で下半期にはより一層気を引き締め、また、PR等もしていただきながら頑張りたいというふうに思っているところでございます。

町としての下半期に向けて、1年間は非常に長うございますので、そういった中で改めて意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、深木議員の1問目のご質問にお答えをしてみたいと思っております。

ご質問の町制施行50周年記念事業でございますが、これまで実行委員会事業として実施をいたしました事業の実施状況につきまして、まず、ご報告をさせていただきます。

5月8日に実施をいたしました、町制施行50周年記念式典並びにオープニングイベントでございますが、第1部の記念式典には招待者に加え、文化ホール外のモニターでもごらんいただいた方々も含め、総勢552名が。また、第2部のオープニングイベントでは、途中での入退場もございましたが、総勢490名の方にご来場をいただき、大変盛況のうちに終えることができたと考えているところでございます。

次に、奈良県が主催いたしますムジークフェストならとの連携企画といたしまして、6月19日に奈良学園大学で実施をいたしました、三郷町音楽祭でございますが、皆さんもご存知のとおり、当日はあいにくの雨天ということで、野外ステージなど一部のイベントを中止といたしましたが、そのような中にありまして

も607名もの多くの方にご参加をいただくことができました。また、同じムジークフェストならのもう一つのイベントとして、6月25日になりますが、龍田大社の拝殿で実施をいたしました風音祭in龍田大社におきましても、こちらも当日はあいにくの雨天でございましたが、480名ものご参加をいただき、関係者の方々の中からは来年度以降も継続して実施したい旨の声が出るほど盛況ぶりを呈したところでございます。

続く、翌日の6月26日には、皆さんも大変ご存知いただいているかと思いますが開運！なんでも鑑定団の公開収録を文化ホールで行いました。人気番組ということもあり、観覧募集に町内外から2,995名ものご応募をいただき、入場者を抽せんで決定するほどの反響ぶりで、当日はお宝鑑定依頼者やその応援団に一般観覧者など、総勢392名の方にご来場をいただいたところでございます。

今後につきましては、現在、進行中であります未来への手紙やこれからの三郷コンテストを初め、9月22日には奈良テレビ放送のゆうドキッ！の公開生放送、10月には体育祭、文化祭、渡御祭など、町の看板事業との連携企画もあり、最終のフィナーレまで多くの住民の方にご参加をしていただき、町民の皆様と一体となって三郷町の町制50周年をともにお祝いできますよう、さまざまなイベントを実施していく予定でございます。

1年を通しての記念事業も期間的には折り返しを迎えようとしています。先ほど議員からもご指摘ございましたように、PR不足の感も否めないということのご指摘をいただいたところでございますが、後半におきましても、これまで以上に多くの皆様に楽しんでいただけるよう、担当課だけでなく、町職員全員が一丸となりまして、PRの充実も含めいろいろなイベントに取り組んでまいり所存でございますので、議員皆様方におかれましても、ぜひとも、今後のイベント等にご参加、ご協力をいただければと考えてるところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

10番、深木健宏議員。

10番（深木健宏）（登壇） 2問目の質問に移らせていただきます。

災害・周辺事態における情報収集についてということで質問させていただきます。

昨年、防災行政無線がデジタル化になり、災害・周辺事態の場合、国からの情報提供はJアラート、全国瞬時警報システムとEm-Net、緊急情報ネットワークシステムがあります。防災行政無線は、地域防災計画に基づき、地域における防災応急救助、災害復旧に関する業務に使用することが主な目的とあわせて、平常時には一般行政事務に使用するいわゆる無線局であります。

全国瞬時警報システム、通称Jアラートは、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を町民へ瞬時に伝達するシステムであります。情報伝達の流れ、緊急事態の発生と覚知、いわゆる事情をよく理解すること。津波や武力攻撃等の緊急事態発生後、気象関係情報については気象庁や武力攻撃等の国民保護関係情報については、内閣官房が必ず覚知する。弾道ミサイル情報については、航空自衛隊の自動警戒管制組織。または、アメリカ戦略軍宇宙統合機能構成部隊。北アメリカ航空宇宙防衛司令部から内閣官房に伝えられます。

気象庁または内閣官房は、覚知した緊急事態について消防庁に情報を伝達する。消防庁は通信衛星を經由し、緊急情報を全国地方公共団体へ配信する。伝達される情報は地震情報、津波情報、火山情報、気象情報、有事関連情報またはその他国民保護情報、土砂災害情報、竜巻注意情報、記録的寒気、大雨情報。指定河川洪水情報等は自動起動対象のフィルタリングにより防災行政無線を自動起動させる地方公共団体のフィルタリングが可能となっている。これにより、必要な情報は必要な場所に伝達できるようになっています。

一方、緊急情報ネットワークシステム、いわゆるEm-Netは、内閣官房が整備を進めている行政専用回線である総合行政ネットワークを利用した国、いわゆる総理大臣官邸と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステムであります。

このシステムが運用された事例があります。昨日も北朝鮮から物体が3発発進されました。本年2月2日の9時31分には、北朝鮮が長距離弾道ミサイルと思われる飛翔体を発射、直後に本システムで各自治体と報道機関にEm-Netを通じて情報が伝達される。調べているうちに私も少しは理解できた部分もありますけれども、改めてそれぞれの発信もとと情報提供する何が違うのか。また、制限なしに自動的に防災無線に流れていくのか。緊急地震速報の場合の情報収集手段として、不測の周辺事態では、情報収集または休日における職員の参集、対応

方法はどのようになっているのか。

また、行政放送のただいまの防災無線でございますけれども、昨日、信貴山における清掃活動の中止の伝達がございました。しかし、非常に聞きづらく、何かなと思って外へ出たわけですけれども、詳しくわからなかった。途端に行政放送の無線配信メールが携帯に入りました。幸いにもそうしたことによって、事態がすぐにわかったわけでございますけれども、この行政放送の配信メールもあわせて今後もどんどん町民の皆さん方、ほとんどの方が携帯等も持っておられますので、そういった点での伝達あるいは周知方法も今後もより一層固めていただきたいとあわせてお願いするところでございます。

簡単でございますけれども、こうしたJアラートの問題、E m - N e tの問題、こういったことを有効に活用することによって、町民全員が安全で安心した生活が送れるように特にお願いするところでございます。

改めて、職員の参集、どのようになっているのか。また、情報手段として不測の事態の場合、どのような方法で対応していくのか、そういったことも含めてお尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、深木議員の2問目のご質問にお答えをしてみたいと思えます。

質問の中で相当詳しくご指摘をいただきましたので、答えと重複する部分が多々あるかと思えますが、ご了承いただきたいと思えます。

災害・周辺事態における情報の収集についてのご質問でございますが、まず、Jアラート、全国瞬時警報システム及びE m - N e t、緊急情報ネットワークシステムの発信もとと情報提供の違いにつきまして、この点からご説明を申し上げてまいりたいと思えます。

Jアラートとは、先ほど来ありましたが、国が覚知した津波警報や緊急地震放送、弾道ミサイル発射情報など、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報を人工衛星を介して瞬時に都道府県並びに市区町村に伝達し、人の手を介さずに町内各所に設置をしております防災行政無線のスピーカーから、24時間365日体制で自動的に放送をし、住民の皆様は瞬時に伝達するシステムのことでございます。

当町におきましても、本年4月1日に三重県南東沖で発生した地震の緊急地震

速報が地震発生前に自動的に防災行政無線のスピーカーから放送されたのもその一環でございました。

また、防災行政無線のメール配信サービス、先ほども議員おっしゃってられましたが、防災行政無線の内容を言葉が発した後に、登録いただいた方にその内容を携帯メール等でメールでお届けをするメール配信サービスというのをこうして実施しておりますが、こちらのほうは登録をいただいた方にのみ発信ができるということになるんで、これの周知を深めていかないかんですが、内容としては今申し上げたように、登録したメールアドレスへJアラートにより放送内容が配信されるというような形になってございます。

一方、E m - N e tとは、国と地方自治体間の総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nと呼ばれる回線を利用するもので、警報や避難措置、救援の指示など、法定文書をファクスや電子メールにより伝達するシステムで、迅速、確実に伝達させるためにメッセージを強制的に送受信するようなシステムとなっております。

以上のことから、Jアラートは緊急情報を瞬時に住民の皆様には伝達できるものであり、E m - N e tは総合行政ネットワークを介しての文面として地方自治体に情報が伝達されるものという点では、異なる点ではないのかなというふうにとらえをしておるところでございます。

また、情報通信速度でございますが、Jアラートは発信元から約1から2秒で情報を受信することができるのに対しまして、E m - N e tはやはり約1分以内ということで、時間的な所要もかなり違うというのが各システムの相違の点の一つでもございます。

次に、緊急地震速報及び不測の周辺事態におけます休日や夜間等における職員の参集でございますが、緊急地震速報に対しましては、三郷町地域防災計画の規定に従いまして、三郷町に震度4の地震が発生した場合、また、東南海・南海地震警戒宣言発令の一報を受けた場合は、1号動員の職員が参集するというところで、この1号動員には約90名が参集することとなっております。

なお、その後の状況に応じまして、段階的に他の職員の参集の命令も発令することとなっております。

また、地震に関してですが、震度5弱以上の地震が発生した場合は、先ほどの段を踏まず、直ちに全職員が参集し、災害応急対策を実施するという事になっ

ているところでもございます。

この2点は地震に関してでございますが、加えて風水害での対応についても気象状況や土砂災害の危険性を考慮し、段階に応じて職員の参集命令を発令することで対処することとしておるところでもございます。

なお、不測の周辺事態に対しましては、三郷町国民保護計画上、武力攻撃、その他、緊急対策事態を対象としており、職員の参集につきましては、事態の状況に応じその都度職員の招集を判断するものとしておりますが、内閣総理大臣から総務大臣、消防庁及び知事を通じて町に対して対策本部を設置すべき指示を受けた場合におきましては、全職員が直ちに参集し、三郷町地域防災計画に基づいた応急対応を実施することとしておるところでもございます。

また、情報収集に関しましては、いずれの場合におきましても関係機関や周辺自治体と連携を密にし、防災行政無線や衛星携帯電話などによります非常通信設備をフルに活用しながら、リアルタイムで迅速かつ正確な情報収集を行い、適切な対処を即座に実施できるよう体制の強化に努めているところでもございます。

以上でございます。

10番(深木健宏)(登壇) ありがとうございます。もう結構です。

議長(高岡 進) 2問目の質問は終了しました。

10番、深木健宏議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番(木谷慎一郎)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきまして、今回、私、離婚後の養育費支払の履行確保のためにということでご質問をさせていただきます。

我が国における子どもの貧困、とりわけ女性のひとり親家庭の子どもの貧困は深刻であり、その要因の一つに離婚後の養育費の支払い率の低さがあります。ひとり親家庭の子どもの経済状況についてデータを出しますと、厚生労働省が行った平成23年度全国母子世帯等の調査によりますと、父子家庭の就労収入は360万円であるのに対し、ひとり親家庭の85%を占める母子家庭の就労収入は181万円と大きな開きがあります。そのため、平成25年の国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の総体的貧困率は、先ほどの神崎議員のご質問の中でも出てまいりましたけれども、貧困率は54.6%、過半数にも上ります。

このような状況の中、ひとり親家庭の生計維持、ひいては子どもの健やかな成

育と教育のために支払われるべきものが養育費だと考えられます。

そもそも結婚をし、子どもを持った夫婦が子どもを育てるために経済的な負担をし、扶養しなければならない義務は親子関係の本質として当然存在するべきものであろうかとは思いますが、民法上でも、第877条においてあえて規定されているところです。そして、その内容はいわゆる生活保持義務と言われるもので、自分の生活に余裕があれば支払うという性質のものではなく、自分の生活を割ってでも被扶養者に自分と同等の生活ができるように扶養すべきとされる強い義務でもあります。

このような扶養の義務は、ひとえに親子であるという理由によって生じているものですので、何らかの理由によって離婚により夫婦が夫婦でなくなり、夫婦の一方が子どもの監護権、同居してということですが、そういう監護権を持たなくなったとしても、このような親の子どもに対する養育の義務がなくなるわけではありません。全ての子どもが健康で文化的な生活を送り、健やかに育つためにその生計を支えるのが養育費であり、その履行を確保することは重要な課題です。

この養育費の確保のために、平成23年に民法766条1項が改正され、この監護に要する費用の分担についても、離婚の際の協議事項として初めて明記されました。その結果、平成24年4月からはそれに伴い離婚届の用紙に養育費の取り決めの有無を、取り決めたかどうかということの有無を記載する欄が設けられました。このことは実際、取り決めに對する注意喚起として大きな前進であったと思われる。しかし、養育費の取り決めたという夫婦の割合は、平成26年には60%まで上がったものの、それ以降、頭打ちとなっており、約4割の夫婦は取り決めたせずに離婚しているのが現状です。

さらには、取り決めたとしても途中で支払いが途絶えることが多い、むしろ取り決めたけれども、一度も支払いを受けたことがないという家庭もあるような状況なのが実情です。前述の調査では、現在も養育費の支払いを受け取っている母親の割合は19.7%と低い状況です。この支払い継続の面から言えば、本来は養育費は面接交流、離婚後に同居していない子どもと会って触れ合うことの対価ではありませんが、離婚後も子どもに定期的に会う機会をつくれれば、養育費の支払いの事実上の動機づけにもなります。

一方、離婚後は元配偶者と連絡をとることに抵抗を感じる心情も理解ができる

ところです。そこで、面接交流の際の連絡を仲介するなどの直接話し合ったりしないで済むようにですね、そういう仲介をするなどの援助も検討すべきですし、実際に行っている自治体もあります。養育費の履行確保のためには、適切な養育費の取り決めをすること、支払いがその後継続することの両面に対して援助を行うことが必要だと考えられます。

そこで、三郷町でも離婚前の適切なとき、例えば、離婚届の用紙の受け取り時等、もっと理想を言えば、離婚の前後に相談事業、もしくは啓発の機会をつくりまして、その際にでもということなんですけども、養育費の取り決めに対する情報提供や啓発を積極的に行う。具体的には、養育費を受ける権利は母親というよりはむしろ子ども自身の権利であること。また、その額の定め方、支払い方法など何をどう決めればいいのか、その参考となる指針を示すなどの情報提供が考えられます。

その一環でもありますが、2番、養育費や面接交流についての取り決めに活用できるひな形を作成し配付するということがまずは行えるのではないのでしょうか。そのほか、支払いの継続を期待し、3番、面接交流の際に仲介や面会場所の提供などで便宜を図るということも考えられます。これらのような養育費の履行を促す各種の施策を検討いただけませんかでしょうか。町の見解をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

離婚によって夫婦の関係は切れても親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする義務があります。離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父、母としてどう協力し合うか話し合っ取り決めることが重要であります。

そこで、当町におきましても、平成24年4月1日に改正された民法を受け、離婚届に未成年の子がいる場合に、父母が離婚をするときは面会交流及び養育費の分担についての取り決めのチェック欄を新たに設けました。しかし、当該チェック欄にチェックがされていない場合や、まだ決めていない欄にチェックがされていた場合であっても、親権者指定のような離婚の際の要件ではないことから離婚届を不受理とすることはできないとされております。

しかしながら、離婚後、養育費が支払われなかったり、減額されたりということでトラブルとなるケースが少なくないのも事実であります。そういったことから、議員からご質問いただきました養育費の履行を促すための3点の事項につきまして、1点目の取り決めに関する情報提供や啓発につきましては、町が保有いたします養育費に関するリーフレット。また、2点目の取り決めを活用できるひな形の作成につきましては、他の市町村で作成されている合意書・養育プラン作成の手引きなどを参考にひな形を作成し、それぞれを離婚届用紙の交付時に配付いたしたいと考えております。3点目の面会交流の際に仲介や面会場所の提供につきましては、人、場所の確保が難しいことから実施はできませんが、そういった相談があった場合には、母子自立相談員が配置されている中和福祉事務所や法テラス奈良などの相談機関をご案内させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 答弁いただきまして、大変前向きなお話をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、私、この件でいろいろ調べておりまして、この分野に関してとても先進的な取り組みをされている、兵庫県の明石市を念頭に置きまして、今回質問をさせていただきました。この明石市の取り組みなんですけども、本当に先進的なことをいろいろされておられるんですけども、明石市のような大きな自治体がされていることは、必ずしも町でできないこと、財政状況だ、人の状況だということできないことも多いんですけども、この分野に関して言えば、市長みずからこの分野に関してはほかの自治体ではできないようなことはしていない。言いかえれば、どの自治体でもできるようなことをするように心がけているというようなお話をされておられました。

ですので、このひな形などに関しても明石市の取り組みが非常に参考になると思うんですけども、まずは、予算や費用の面で障壁の低いところからいろいろ取り組んでいただきまして、今後の子どもの健やかな発展のために養育費の履行確保が現実になればいいなと思ひまして、今回要望させていただきます。ありがとうございます。

議長（高岡 進） 回答はよろしいね。

7番（木谷慎一郎）（登壇） はい。

議長（高岡 進） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

あすから各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願い
いたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 2時44分